

福祉・健康

障がいのある人

【手帳を渡します】

●身体障害者手帳

視覚、聴覚、平衡機能、音声言語機能、そしゃく(かむ)機能、

肢体や心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、

肝臓、HIV感染による免疫機能に障がいがある人が

対象です。

●療育手帳

知的障がいと判定された人に、手帳を渡します。

【福祉サービスを利用するときの手続き】

表に書いているのが障がい者のための福祉サービスです。どれを利用するかは障がい者の心と体の状況、社会活動や介護者などの状況、サービスを利用したいかどうか、訓練や仕事についての評価を考えて決定します。

◇介護・・・病気になった人や年をとった人の生活を助けること

◇援護・・・困っている人を助けること

◇看護・・・病気やけがをしている人の世話をすること

お問い合わせ 障がい福祉課 ☎072-754-6255

障がい福祉サービス(自立支援給付)		介護給付
きょたくかいご 居宅介護	いえ 家でおふろ、トイレ、食事の介護などをします	
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	じゅうど したいふ じゅうしゃ ちてきしょう 重度の肢体不自由者、知的障がいや精神障がいによって1人で行動することがとても難しい障がい者で、常に介護が必要な人に家でおふろ、トイレ、食事の介護、外に出るとき助けます	
どうこうえんご 同行援護	じゅうど しかくしょう 重度の視覚障がい者が外に出るとき助けます	
こうどうえんご 行動援護	じぶん はんだん ちから せいげん 自分で判断する力が制限されている人が行動するときに、危なくないように助けます。外に出るときにも助けます	
じゅうどしょうがいしゃ 重度障害者など包括支援	かいご 介護がどうしても必要な人に居宅介護など、いろいろなことを助けます	
たんきにゅうしょ 短期入所	いえ かいご 家で介護する人が病気のときなどに、2日から3日、夜も含めて施設でおふろ、トイレ、食事の介護をします	
りょうようかいご 療養介護	いりょう つね かいご ひとつう ひと びょういん からだ じゅう うご れんしゅう びょうき なお 医療と常に介護が必要な人に、病院で体を自由に動かす練習、病気を治すための管理、看護、介護と日常生活の世話をします	
せいかつかいご 生活介護	つね かいご ひとつう ひと ひるま 常に介護が必要な人に、昼間おふろ、トイレ、食事の介護などをして、創作的活動(絵を描く、音楽を聞くなど)や生産活動(パンやクッキーの販売など)の機会をつくります	

しょうがいしゃしえんしせつ 障害者支援施設での夜間ケアな ど(施設入所支援)	しせつ はい ひと よる やす ひ 施設に入る人に、夜や休みの日に、お風呂、トイレ、食事の介護などをします。	
じりつくんれん 自立訓練	じぶん にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ 自分で日常生活や、社会生活ができるように決められた期間、必要な訓練を します	訓練 など 給付
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	いっばんきぎょう しごと ひと き 一般企業などで仕事したい人に、決められた期間、必要な訓練をします	
しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援(雇用型・非雇用 型)	いっばんきぎょう はたら むすか ひと はたら ばしょ あた ちしき のうりよく 一般企業などで働くことが難しい人に、働く場所を与えて、知識や能力を 上げるために必要な訓練をします	
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助(グループホーム)	よる やす ひ きょうどうせいかつ なんにん いっしょ いえ す 夜や休みの日、共同生活(何人かで一緒にの家に住むこと)をする家で、相談や 日常生活を助けます	
ちいきいこうしえん 地域移行支援	しせつ はい ひと す いえ さが ちいき せいかつ か 施設などに入っている人に、住む家を探したり、地域での生活に変えるために 必要なことを助けます	支援 給付
ちいきていちゃくしえん 地域定着支援	いえ ひとり せいかつ しょう しゃ ひと たい つね れんらく と 家で1人で生活をする障がい者の人に対して、常に連絡が取れるようにして、 緊急のときの相談や、その他に必要なことを助けます	
けいかくそうだんしえん 計画相談支援	しょう かくし さーびす しょうせい 障がい福祉サービスなどの申請をするときや、サービスを使えることが決まっ たときに、利用するサービスの種類や内容などが書いている利用計画を作りま す。また、サービスを使えることが決まった後、決められた期間ごとに利用計画 が正しいかどうか確認します	支援 給付

●サービスにかかるお金

障害福祉サービスの利用によって、10%を払うことになりますが、収入によって1カ月に払うお金の限度があるので、負担が少なくなっています。

福祉サービス利用者負担最高月額表(所得によって4つに分けています。)

しよとくくぶん 所得区分	しよとくくぶん ないよう 所得区分の内容	げつ ばら 1か月に払う さいこう きんがく 最高の金額
せいかつほご 生活保護	せいかつほご じゆきゆう せたい 生活保護受給世帯	えん 0円
ていしよとく 低所得	しみんぜいひ かせいせたい 市民税非課税世帯	えん 0円
いっばん 一般1	しょうがいしゃ 障がい者 しよとくわり まん (所得割16万 えん みまん 円未満)	えん 9,300円
	しょうがいじ 障がい児 しよとくわり (所得割28 まんえん みまん 万円未満)	えん 4,600円
いっばん 一般2	うえ か 上に書いているもの以外	えん 37,200円

(世帯の範囲)

しゆるい 種類	せたい はんい 世帯の範囲
さいいじょう しょう しゃ し 18歳以上の障がい者(施 せつ はい さいいがい 設に入る18、19歳以外)	しょう ひと 障がいのある人とその はいぐうしゃ つま おっと 配偶者(妻や夫)
しょう じ しせつ はい 障がい児(施設に入る18、 さいふく 19歳を含む)	おや はい じゅうみん きほん 親が入っている住民基本 だいちよう せたい 台帳での世帯

◆同じ世帯のなかで何人かがサービスを利用しても、上の表の4区分の月額負担上限額は変わりません。これを超えたときはお金を渡します。

しょう ふくし さーび すいちらん ちいきせいかつしえんじぎょう 障がい福祉サービス一覧(地域生活支援事業)		
いどうしえん 移動支援	そと で いどう たす 外に出るときに、移動を助けます	
ちいきかつどう 地域活動 しえんせんたー 支援センター	そうだんじぎょう そうさくてきかつどう 相談事業 や創作的活動またはせい さんかつどう きかい しゃかい 産活動の機会をつくり、社会との こうりゅう しせつ 交流などをする施設です	ちいき 地域 せいかつ 生活 しえん 支援 事業
しょう しゃ 障がい者 ていさーびす デイサービス	しんたいしやう しゃ たいしやう にちじょうくん 身体障がい者を対象に日常訓 れん しょくじ たす 練・食事・お風呂を助けます	
にっちゅういちじ しえん 日中一時支援	かいご ふたん すく 介護の負担を少なくするため、少 しの あいだ ひがえ あず しの間(日帰り)預かります	

しょう ふくし さーび すいちらん ちいきせいかつしえんじぎょう 障がい福祉サービス一覧(地域生活支援事業)		
しょう しゃ 障がい者 いどうにゆうよく 移動入浴	じゅうど しんたいしやう しゃ はい 重度の身体障がい者でお風呂に入 ることが 難しい人にお風呂専用の くるま も い 車を持って行きます	ちいき 地域 せいかつ 生活 しえん 支援 事業
しゅわ ひつき 手話・筆記 つうやくしゃ 通訳者の はけん 派遣	みみ き ひと はな ひと し 耳が聞こえない人や話せない人が市 やくしょ びやういん こうえんかい い 役所や病院、講演会などに行くとき しゅわつうやくしゃ ひつきつうやくしゃ つ に、手話通訳者や、筆記通訳者を連 れて行きます	

●サービスにかかるお金

ちいきせいかつしえんさーびす つか
地域生活支援サービスを使うために払う最高月額表(移
動支援、日中一時、障がい者デイサービス)

しよどくくぶん 所得区分	げつ はら さいこう きんがく 1か月に払う最高の金額
せいかつほご 生活保護	0円
しみんぜいひ かげいせたい 市民税非課税世帯	0円
しみんぜいひ かげいせたい 市民税課税世帯	4,000円

しゅわつうやくしゃ ひつきつうやくしゃ はけん えん しょう しゃいどうにゆうよく
手話通訳者・筆記通訳者の派遣0円、障がい者移動入浴
1回1,900円

問い合わせ 障がい福祉課 ☎072-754-6255

【障がい児通所支援給付】

しょう こ
障がいのある子どもや医師から療育(知的障がいのあ
る子どもを助けること)の必要性が認められた子どもなど
にちじょうせいかつ きほんてき どうさ おし
が、日常生活における基本的な動作を教えてもらったり、
しゅうだんせいかつ くんれん しゃかい こうりゅう さーびす り
集団生活の訓練、社会との交流などをするサービスを利用
できます。その相談、調査、支給決定をします。

<通所支援サービス>

- じどうはつたつしえん いりりやうがたじ どうはつたつしえん
・児童発達支援 ・医療型児童発達支援
- ほうかこ ていさーびす ほいくしよ ほうもんしえん
・放課後などデイサービス ・保育所など訪問支援
- きょたくほうもんがたじ どうはつたつしえん
・居宅訪問型児童発達支援

●サービスにかかるお金

りやう ふたん しゅうにゆう げつがくしやう
利用によって、10%負担ですが、収入によって月額上
限の設定があります。

問い合わせ 発達支援課 ☎072-754-6102

【医療費助成】

●重度障がい者医療費助成

しんたいしやうがいはや てちやう きゅう ひと りやういく
身体障害者手帳1・2級の人、療育手帳Aの人、療育
てちやう しんたいしやうがいはや てちやう も ひと せいしんしやうがい
手帳B1で身体障害者手帳を持っている人、精神障害
しゃ ほけんふくし てちやう きゅう ひと していなびやう とくていしつかん じゅきゅうしゃ
者保健福祉手帳1級の人、指定難病(特定疾患)受給者
しやう も しやうがいねんきん とくべつじどうふやうてあて
証を持っている障害年金(または特別児童扶養手当)1
きゅう あ ひと けんこうほけん てきやう しんりやうふん じ
級に当てはまる人に健康保険が適用される診療分の自
己負担額の一部を助けます。収入によって制限がありま
す。

問い合わせ 保険医療課 ☎072-754-6258

●自立支援医療(更生医療)

さいいじやう しんたいしやうがいはや てちやう もら ひと しょう
18歳以上で身体障害者手帳を貰った人が、障がいを
かる きのう かいふく ひつやう いりりやう してい
軽くしたり、機能を回復するために必要な医療を指定の
びやういん う いりりやうひ わた きほん
病院で受けたとき、その医療費を渡します。基本は10%
の負担ですが、収入により負担上限額があります。市民
ぜい しよどくわり がく まん えんいじやう きゅうふ たい
税(所得割)額が23万5,000円以上のときは、給付の対
象にならないときがあります。

問い合わせ 障がい福祉課 ☎072-754-6255

●自立支援医療(育成医療)

さいみまん しんたい しょう こ しんたい しょう
18歳未満で身体に障がいのある子どもが、身体の障が
いを減らして生活しやすくするために医療が必要なとき、
してい びやういん ちりやう いりりやうひ じよせい
指定の病院で治療するときは医療費の助成がありま
す。基本は10%の負担ですが、収入によって負担上限
額があります。

問い合わせ 障がい福祉課 ☎072-754-6255

●自立支援医療(精神通院医療)の手続き
 精神障がい者の治療のため、病院で外来治療(病院
 に行き治療してもらうこと)を受けている人が対象で
 す。基本は10%の負担ですが、収入によって負担上限
 額があります。

問い合わせ 障がい福祉課 ☎072-754-6255

【手当・助成】

●手当(もらえるお金)

名称	内容
① 特別障がい者手当	20歳以上の家にいる重度障がい者で、日常生活を送るときに常に特別な介護が必要な人に渡します。収入によって制限があります
② 大阪府重度障がい者在宅介護支援給付金	身体障害者手帳1・2級を持っていて、重度の知的障がいの人を家で介護している家庭に渡します
③ 障がい児福祉手当	家にいる重度障がいがある20歳未満の子どもで、日常生活がとても難しく介護が必要な人に渡します。収入によって制限があります
④ 特別児童扶養手当	精神や身体に政令で決められている程度の障がいがある20歳未満の人を育てている家庭に渡します。収入によって制限があります

問い合わせ

①～②は障がい福祉課 ☎072-754-6255
 ③～④は発達支援課 ☎072-754-6102

●助成(お金を助けます)

●住宅改造費の助成

64歳以下の重度障がい者(身障1・2級、重度知的障がい)がいる世帯には、段差をなくすなどの改造工にかかるお金を一部助けます。収入によって制限があります。新築(新しく建てる)や増築(部屋を増やす)、修繕(壊れたところをなおす)は対象になりません。

●自動車改造費補助

重度(身障1・2級)の上肢・下肢・体幹機能障がい者が就職などのために、自動車を改造するときにかかるお金の一部を助けます。収入によって制限があります。

●補装具・日常生活用具を渡します

◎補装具

身体障害者手帳を持っている人や難病患者の人には、補装具を買うためのお金や、修理するためのお金を渡します。

補装具によって決められた金額があり、かかる費用の10%を自分で払います。(生活保護世帯・非課税世帯は無料)本人や世帯員のうち市町村村民税所得割額が46万円未満の人が対象。治療用装具や介護保険対象福祉用具以外が対象です。

◎日常生活用具

重度障がい者や難病患者の人などが生活しやすいように、日常生活用具を渡します。

用具によって決められた金額があり、費用の10%を自分で払います。(生活保護世帯・非課税世帯は無料。)本人や世帯員のうち市町村村民税所得割額が46万円未満の人が対象です。

●小児慢性特定疾患日常生活用具を渡します

小児慢性特定疾患医療受診券を持っていて、家で生活している小児慢性疾患の人の日常生活用具を渡します。家族の収入の状況によってお金がかかるかもしれません。

問い合わせ 障がい福祉課 ☎072-754-6255

げんめん わりびき
【減免・割引など】

じ どうしゃぜい しゅべつわり かんきょうせいりのわり げんめん
●自動車税(種別割)・(環境性能割)の減免

とよの ふせいじ むしよ
豊能府税事務所 ☎072-752-4111

けいじ どうしゃぜい しゅべつわり げんめん
●軽自動車税(種別割)の減免

かぜいか
課税課 ☎072-754-5255

しよとくぜい こうじよ
●所得税の控除

とよの ぜいむしよ
豊能税務署 ☎072-751-2441

じゆうみんぜい こうじよ
●住民税の控除

かぜいか
課税課 ☎072-754-6222

こくみんけんこう ほけんりよう げんめん
●国民健康保険料の減免

こくほ ねんきんか
国保・年金課 ☎072-754-6253

こくみんねんきん めんじよなど
●国民年金の免除等

こくほ ねんきんか
国保・年金課 ☎072-754-6395

ゆりようどうろ つうこうりようきん わりびき
●有料道路の通行料金の割引

しょう ふくしか
障がい福祉課 ☎072-754-6255

ほうそうじゅしんりよう げんめん
●NHK放送受信料の減免

しょう ふくしか
障がい福祉課 ☎072-754-6255

さつきやまりよくち かんせんえん ろ つうこうりようげんめん
●五月山緑地幹線園路の通行料減免

しょう ふくしか
障がい福祉課 ☎072-754-6255

えいがかん わりびき
●映画館の割引

せいかつせいせいどうぎょうくみあいおおさかこうぎょうきょうかい
生活衛生同業組合大阪興行協会

☎06-6632-3811

りよかくうんちん でんしゃだいい わりびき
●旅客運賃(電車代など)の割引

しょう ふくしか
障がい福祉課 ☎072-754-6255

ほけんじぎょういちぶ ふたんきん めんじよ
●保健事業一部負担金の免除

けんこうぞうしんか
健康増進課 ☎072-754-6031

かだ
【貸し出し】

ほそうぐ かだ
●補装具の貸し出し

くるま まつぼ ひつよう ひと かげつないか
車いすや松葉づえが必要な人に、1カ月以内で貸します

とあ
問い合わせ 障がい福祉課 ☎072-754-6255

せいかつふくししきんか
●生活福祉資金の貸し付け

おおさかふせいかつしきんか
大阪府生活資金貸付制度についての相談ができます。

とあ
問い合わせ 池田市社会福祉協議会

☎072-751-0421

ざいたくふくし さーびす
【在宅福祉サービス】

きょたくかいご ほーむへるばーはけん
●居宅介護(ホームヘルパー派遣)

ほーむへるばー しんしんしよ じ しんたいしよ しゃ せいしん
ホームヘルパーが心身障がい児、身体障がい者、精神

しょう しゃ いえ かいご かし そうじ りようり たす
障がい者の家で介護や家事(掃除や料理など)を助けた

り相談などをします。

どうこうえんご
●同行援護

じゆうど しかくしよ しゃ そと で たす
重度の視覚障がい者が外に出るとき、助けます。

しょう しゃ でいさーびす
●障がい者デイサービス

いえ しんたいしよ しゃ たいしよ しせつ にちじよせいかつ ひつ
家にいる身体障がい者を対象に、施設で日常生活に必

よう うご れんしゆう しょくじ てつだ
要な動きの練習、お風呂、食事などを手伝います。

せいしんしよ しゃ ちいきそうだんじぎょう
●精神障がい者地域相談事業

ざいたくふくし さーびす しせつ せいど りよう そうだん
在宅福祉サービス、施設や制度の利用について相談など

をします。

しゅわ ひつきつうやくしゃ つ い
●手話・筆記通訳者を連れて行きます

みみ き ひと はな ひと しゃくしよ びよういん こうえん
耳が聞こえない人や話せない人が、市役所や病院、講演

かい い しゅわ つうやくしゃ ひつきつうやくしゃ つ い
会などに行くとき、手話通訳者が筆記通訳者を連れて行

きます。

いどうしえん
●移動支援

じゆうど ぜんしんせいしよ しゃ ちてきしよ しゃ せいしんしよ
重度の全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい

しゃ そと で がいどへるばー つ い
者が外に出るときにガイドヘルパーを連れて行きます。

たんきにゆうしよ しよーとすてい
●短期入所(ショートステイ)

しょう しゃ かいご かにてい じこ びようき かんこんそう
障がい者を介護している家庭が、事故や病气、冠婚葬

さい そうしき けつこんしき いえ かいご むずか
祭(お葬式や結婚式など)などで家での介護が難しいとき

に、施設に3日間くらい入ることができます。

にちちゆういちじあず
●日中一時預かり

しょう しゃ かいご かにてい かいご ふたんへ
障がい者を介護している家庭が、介護の負担を減らす

ため、施設などで少しの間預かります。

そうだんいん
●相談員

そうだんいん しんたいしよ しゃ ちてきしよ しゃ せいしんしよ
相談員が、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい

者の相談を聞きます。

しょう しゃ じし かけんしん
●障がい者(児)歯科検診

しんたいしよがいはや てちよう きゆう も のうせい ちようかくしよ
身体障害者手帳1級から4級を持つ脳性まひ・聴覚障

がい者と、療育手帳A、B1を持っている人と、普通の診

察を受けることが難しい人に、歯の検診をします。

●障がい者移動入浴事業

重度の身体障がい者でお風呂に入ることができない人にお風呂専用の車を持っていきます。

問い合わせ 障がい福祉課 ☎072-754-6255

●障がい者生活支援事業

在宅福祉サービス、施設や制度の利用について相談・援助などをします。

問い合わせ 池田市基幹相談支援センター
「あおぞら」 ☎072-754-6003

●障がい者機能訓練

家にいる障がい者(65歳未満)や子どもの体を自由に動かす練習を、医師の指導も受けながら理学療法士がします。

問い合わせ 休日急病診療所
☎072-752-1551

●視覚障がい者向け広報

広報誌、「いけだし市議会だより」を目の不自由な人のために音声にした「声の広報」があります。対象は視覚障害1・2級の人です。池田市ホームページでも聴くことができます。

問い合わせ 広報シティブロモーション課
☎072-754-6202
議会事務局 ☎072-754-6170

【施設】

●通所施設(通う場所。泊まらない)

施設名	住所	でんわ 電話
くすのき学園	さつきがおか 五月丘3-4-7	072-753-8558
ひがしやま さぎょうじよ 東山作業所	ひがしやまちよう 東山町589	072-752-0003
そしおわーく ソシオワーク	じょうなん 城南3-4-8	072-752-1970
こすもす	なかがわらちよう 中川原町13-1	072-737-5601
わーくすべーす ワークスペース	ほちづか 鉢塚1-2-1	072-752-5611
さつき		
しゅうろうしえんじぎょうじよ 就労支援事業所	いしはし 石橋 1-8-12 ア	
ちえの輪石橋	ぜりあたわー ぜリアタワー4階	072-737-6333

しゅうろうしえんじぎょうじよ 就労支援事業所	さかえまち 栄町5-5	072-734-8761
ちえの輪池田	いけだ かい IO池田1階	
あるばかこうぼう アルパカ工房	しんまち 新町6-2	072-734-8230
ほのゆる	うほちよう 宇保町 8-30-101	072-750-3230
こーるでん ゴールデン	ほちづか 鉢塚1-8-2-3階	072-734-6128
すかい スカイ		
すてつぷ	あさひがおか 旭丘1-11-19	072-751-1150
らいふテラス	しんまち 新町 10-8 植村ビル1階	072-751-3002
しゅうろうけいぞくしえんじぎょうじよ 就労継続支援事業所タイム	むろまち 室町11-27	072-753-7205

◎対象

18歳以上の障がい者で就職ができない人

◎内容

自分の力で生活するために必要なことを練習したり、教えたりします。

●精神障害者地域活動支援センター咲笑(さくら)

(宇保町8-30-101 ☎072-750-3230)

●障がい者グループホーム

●入所施設(生活する場所)

身体障がい者、知的障がい者が生活する施設があります。18歳未満の人は池田子ども家庭センター(☎072-751-2858)へ。

問い合わせ 障がい福祉課 ☎072-754-6255

ひとり親家庭(一人で子どもを育てている家庭)

●医療費を助けます

18歳になった日のあとの最初の3月31日までの間の子どもを一人で育てている人に、健康保険が適用される病院や薬代の一部を助けます。収入によって制限があります。

問い合わせ 保健医療課 ☎072-754-6258

●児童扶養手当

子どもを一人で育てている人が、決められた障がいのある子ども(18歳になった日のあとの最初の3月31日までの間、または20歳未満で国で決められた障がいがある人)を育てている人にお金を渡します。収入によって制限があります。

問い合わせ 子育て支援課 ☎072-754-6525

●みなし寡婦(寡夫)(妻や夫が死んでいたり離婚したりして再婚していない人)控除の適用

税法上の寡婦(寡夫)控除が適用されない、結婚していないひとり親家庭は、保育所利用料などをみなし寡婦(寡夫)控除によって、安くなります。

問い合わせ 子育て支援課 ☎072-754-6525

【ひとり親家庭への自立支援】

●母子・父子自立支援員による相談

電話や、直接会って相談ができます。

●母子・父子自立支援プログラム策定

ひとり親家庭の自立のために、就職などを助けます。

●母子・父子・寡婦福祉資金貸付相談

学校に必要なお金を貸します(貸し付けには条件があります)。

●自立支援教育訓練給付金

介護職員初任者研修や医療事務などひとり親家庭の親が自立のために資格や技能を取得する講座(教育訓練指定校講座)を受けたとき、受講料が少し安くなります。

●高等職業訓練促進給付金

ひとり親が看護師、理学療法士、作業療法士など、仕事をみつけやすい資格を学校など(修業が1年以上)で受けるとき、生活費の一部を助けます。

●高等学校卒業程度認定試験合格支援

高校を卒業していないひとり親家庭の親と子どもが、自

分の力で生活が安定するように高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受けたとき、受けるためのお金を少し助けます(受ける前に指定講座の手続きが必要です)。

●母子生活支援施設への入所

母子世帯のお母さんや、同じような事情があるお母さんと子どもを必要と認められたときに、自分で生きていくための生活支援・指導をします。

●母子・父子住宅への入居

市営住宅には20歳までの子のいるひとり親家庭が住むための家があります。希望者は「入居希望登録」をしてください。空いている家があれば抽選して住むことができます。

●母子・寡婦福祉団体

母子家庭のお母さんや寡婦の人が集まる団体があります。

◎池田市母子寡婦福祉会

母子・寡婦家庭の人に交流の場を提供しています。

<問い合わせ先>

高齢・福祉総務課 ☎072-754-6123

◎大阪府母子寡婦福祉連合会(大阪府母子連)

大阪府母子連ではいろいろな相談や仕事を探そう手伝い、日常生活を助ける事業などを行っています。

<問い合わせ先>

社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会

☎06-6762-9995

問い合わせ 子育て支援課 ☎072-754-6525

福祉援助

●生活保護

生活のお金がなくて困っている人は、状況によって、次のことを助けます。

・日常生活にかかるお金

・出産するためのお金

- しょう ちゅうがっこう がくようひん ぶんぼうぐ きゅうしょくひ
・小・中学校の学用品(文房具など)、給食費
- こうこう い かね じゆぎょうりょう こうつう ひ ふく
・高校に行くためにかかるお金(授業料・交通費などを含

む)

- やちん
・家賃など
- そうぎ かね
・葬儀にかかるお金
- びょうき ちりょう かね
・病気、けがの治療にかかるお金など
- かいご かね
・介護にかかるお金

問い合わせ せいかつふくし か
生活福祉課 ☎072-754-6251

さいがい みまいきん さいがいちようい きん
●災害見舞金・災害弔慰金

さいがい じ こ ひがいしゃ ひがい ていど かね わたし
災害・事故の被害者に、被害の程度によってお金を渡します。

ふくし かしつけきん
●福祉貸付金

ねん いじょういけだ しな い す しゅうにゆう すく かに
1年以上池田市内に住んでいて収入が少ない家庭に
は、生活に必要なお金や、高等学校の入学準備に必要な
お金を貸します。利子はないですが、保証人が必要で、収
入によって制限があります。

問い合わせ せいかつふくし か
生活福祉課 ☎072-754-6251

く おうえんまどぐち
●暮らし応援窓口いけだ

せいかつ こま ひと そうだん しごと さが てつだ
生活に困っている人の相談について、仕事を探すお手伝
いなどして、自分の力で生活できるように助けます。

問い合わせ せいかつふくし か
生活福祉課 ☎072-752-1316

せんそう な ひと かぞく ひと
●戦争で亡くなった人の家族などの人へ

せんそう な ひと かぞく えんご そうだん
戦争で亡くなった人の家族などの援護について相談して
ください。

問い合わせ こうれい ふくし そうむ か
高齢・福祉総務課
☎072-754-6250

じよさんし せつにゆうしよ そ ち じぎょう
●助産施設入所措置事業

かね びょういん しゅつさん にんさん がつ
お金がなくて、病院で出産することができない妊産婦
は施設で出産を助けます。

たいしやう せいかつほごう かに
◎対象 ・生活保護を受けている家庭

- せいかつ こま かに しみんぜい かに
・生活に困っている家庭で、市民税がかかっていない家庭

問い合わせ こそだ しえんか
子育て支援課 ☎072-754-6525

いりやう けんこう
医療と健康

しりつびやういん しんりやうじよ
【市立病院・診療所】

しりついでびやういん
●市立池田病院

しんりやうかもく ないか こきゅうきないか しょうかきないか じゆんかんきない
〈診療科目〉内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内
科、神経内科、小児科、外科、呼吸器外科、消化器外科、
脳神経外科、整形外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、産
婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放
射線科、麻酔科、歯科、歯科口腔外科、病理診断科

しんりやううけつけじかん ごぜん じ しんさつ ごぜん じ
〈診療受付時間〉午前8時から11時(診察は午前8時45
分から始まります)

やす ひ ど にちやうび しゅくじつ ねんまつねんし
〈休みの日〉土・日曜日、祝日、年末年始

◎かかりつけ医(家の近くの普段行く病院)との連携

しりついでびやういん しんりやうじよ しょうかいじょう も
市立池田病院では、診療所からの紹介状を持ってい
る人を優先して診療するなど、かかりつけ医との連携を
すす いてい ちぶしょうかいじょう じゅしん でき しんりやう
進めています。一部紹介状がないと受診出来ない診療
科があります。

問い合わせ しりついでびやういん
市立池田病院 ☎072-751-2881

きゅうじつきゅうびやうしんりやうじよ
●休日急病診療所

きゅうじつしんりやう
◎休日診療

しんりやう び にちやう び しゅくじつ ねんまつねんし
〈診療日〉日曜日、祝日、年末年始

しんりやうかもく ないか しょうかき しか
〈診療科目〉内科、小児科、歯科

しんりやうじかん ごぜん じ ひる じ うけつけ じ
〈診療時間〉午前9時からお昼の12時(受付は11時30
分まで)、午後1時から4時(受付は3時30分まで)

じゅしん けんこう ほけんしやう くすりてちやう も
受診のときには、健康保険証、お薬手帳を持ってきてく
ださい。

しゅうだんけんしん
◎集団検診

けんこうしん さ けんしん い はい だいちやう しきゅう
健康診査、がん検診(胃がん、肺がん、大腸がん、子宮が
ん、乳がん、前立腺がん、セツトがん)、骨粗鬆症検診、成
じんし しかけんしん へいじつ くわ こうほうし がつ
人歯科検診を平日にしています。詳しくは広報誌(2月、4
月、6月、8月、10月、12月)や「保健事業のご案内」を見
てください。

きゅうかんび もく どようび しゅくじつ ねんまつねんし いがい
〈休館日〉木・土曜日(祝日・年末年始以外)

と あ きゅうじつきゅうびようしんりようじよ
問い合わせ 休日急病診療所

☎072-752-1551

【健康管理】

●成人の健康

◎健康診査・がん検診などの検診

健康診査やがん検診(胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、前立腺がん)骨粗鬆症検診(骨が弱くなっているかの検診)成人歯科検診をしています。詳しくは「保健事業のご案内」をご覧ください。

◎予防接種

高齢者を感染症から守るために、肺炎球菌とインフルエンザの予防接種をしています。

詳しくは「保健事業のご案内」をご覧ください。

◎健康教育

健康づくりや生活習慣病にならないように、歯と口の健康、栄養・運動などについての教室を開いています。

◎健康相談

・保健師、管理栄養士、歯科衛生士などが健康相談をしています。

・月1回、内科医が「市民健康相談」をしています。予約がいりません。詳しくは「保健事業のご案内」をご覧ください。

◎保健師などによる訪問指導

40歳から64歳の介護保険に当てはまらない人の家に行き、生活習慣病予防、家で健康を回復する方法などの相談をします。

と あ けんこうぞうしん か
問い合わせ 健康増進課 ☎072-754-6034

●妊産婦・乳幼児の健康

◎妊娠の届出と母子健康手帳を渡します

妊娠したら、早めに届出をしてください。母子健康手帳

と妊婦健康診査受診票を渡します。

◎妊婦健康診査

定期的に病院で健康診査を受けましょう。

「母子健康手帳別冊」の妊婦健康診査受診票を受診の

つか
ときに使ってください。

◎両親教室

またにいてくらす ちちおやじゆんびきょうしつ ひら
マタニティクラス・父親準備教室を開いています。母子健康手帳を渡すときにお知らせします。

◎新生児聴覚検査

しんせいじ ちやうかくけんさ
出産した病院などで実施される新生児聴覚検査にかかるお金の一部を助けます。「母子健康手帳別冊」の受診票を使ってください。

◎こんにちは赤ちゃん訪問

ういざん はじ しゅつさん じよせい けいさん ぶ しゅつさん けいけん
初産(初めて出産する女性)・経産婦(出産を経験している女性)にかかわらず、全ての赤ちゃんに会いに助産師や保健師が家に行きます。母子健康手帳別冊の「出生連絡票(ハガキ)」を出してください。

◎予防接種

こ どもを感染症から守るために、BCG、麻しん風しん、にほんのうえん などの予防接種をしています。

詳しくは「保健事業のご案内」をご覧ください。

◎乳幼児の健康診査

しゅうだんけんしん
・集団健診

かげつじ さい かげつじ さい かげつじけんこうしんさ さい か
4カ月児、1歳6カ月児、3歳6カ月児健康診査、2歳6カ月児歯科健康診査の対象者には、それぞれお知らせします。

・個別健診

にゅうじ いっぱんけんこうしんさ じゆしんひよう にんしん とどけで
乳児一般健康診査の受診票は、妊娠の届出をしたときに渡す「母子健康手帳別冊」に入っています。乳児後期健康診査の受診票は、4カ月児健康診査のときに渡します。

◎離乳食講習会

りにゅうしょくこうしゅうかい
「ごっくん期」と「かみかみ期」を開いています。日程や申込などは、広報誌が「保健事業のご案内」でお知らせします。

◎予防歯科室

よい歯の教室

こ どもの口の健康についての話とフッ素塗布(歯を強くする薬を塗ることを)を受けるための手続きをします。日程については、広報誌が「保健事業のご案内」でお知らせし

ます。

・幼児のフッ素塗布(お金がいります)

1歳から7歳の誕生日までの子ども(よい歯の教室受講済者)を対象に、歯の検診、歯みがき、歯と歯の間をみがく、フッ素塗布をしています。

問い合わせ 健康増進課 ☎072-754-6034

【助成(お金を助けること)】

●不育症治療費助成

妊娠はしても流産や死産を繰り返すときを「不育症」といいます。不育症の治療を受けている夫婦には保険適用外の治療費の一部を助けています。詳しくは池田市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 健康増進課 ☎072-754-6034

●池田市骨髄など移植ドナー支援事業助成金

骨髄か末梢血幹細胞を提供をした人のお金を助けます。詳しくは、池田市ホームページを見るか、健康増進課に聞いてください。

●池田市予防接種再接種費用補助金

定期の予防接種で得た免疫が、造血幹細胞移植(骨髄移植等)や抗がん剤治療などの化学療法で下がってしまったり、なくなったためもう一度接種が必要になったときの接種費用を助けます。

詳しくは、池田市ホームページを見るか、健康増進課に聞いてください。

問い合わせ 健康増進課 ☎072-754-6031

●医療費助成

◎特定医療費(指定難病)支給制度

◎不妊に悩む人への特定治療支援事業

◎小児慢性特定疾病医療費支給制度

◎肝炎治療医療費助成制度

◎結核児童療育給付事業

詳しくは、池田保健所に聞いてください。

問い合わせ 池田保健所 ☎072-751-2990

【子ども医療費助成制度】

通院や入院で健康保険が適用される病院にかかる費用の自分で払う金額の一部を助けます。

●対象者

・住民登録があり満18歳になる日のあとの最初の3月31日までの間の子ども

●健康保険加入者

・他の制度の公費負担医療助成を受けていない子ども

●助成内容

・入院や通院にかかる医療費

※ただし、予防接種料、健康診断料、薬の容器代など健康保険の適用にならないお金や、入院時食事代や精神入院(経過措置あり)にかかるお金は対象になりません。

◎自分で支払うお金について

○健康保険証と医療証を見せると、一つの病院あたり、1カ月入院・通院とも1日につき各500円(月2日まで)までの支払いが必要です。3日目よりあとについては、払わなくていいです。

○1回の負担額が500円より少ないときは、全額負担

○病院が違うときや同じ病院でも歯科と歯科以外の診療科に行ったときは、それぞれ同じように負担が必要

○同じ病院でも入院と通院は、それぞれ同じように負担が必要

○処方せんをもらったとき、薬局でお金を払わなくていいです

※医療証は大阪府内の病院のみ使えます。大阪府以外で受診するときは健康保険証のみで受診してください。

あとで市役所に申請をして多く払った分のお金を返してもらえます。(詳しくは「医療費助成の申請をする時」を見てください)。

◎自分で払ったお金が返ってくるとき

1カ月にいくつかの病院を受診し、自分で払った金額の合計額が、1人あたり2,500円より多いときは、口座登録の申請をすることで、多い分のお金を渡します。

一度口座登録をすると、つぎからは自動的に決めた口座にお金が入ります。

いりょうしょう しんせい ひつよう
●医療証の申請に必要なもの

- 健康保険証(子どもの名前が書いてある保険証)
 - 転入(池田市に引越してくること)した保護者の人は一番新しい所得証明書が必要です。
- ※池田市で申告している人以外。

いりょうしょう てきようび
●医療証の適用日

しんせいつき しよにち
申請月の初日からになります。ただし、子どもが生まれたり転入したときは、子どもが生まれた日や転入日からになります。

いりょうひ じよせい しんせい としき とうげつしんりょうぶん つぎ つき
●医療費助成の申請をする時(当月診療分は、次の月よりあとの申請)

- 大阪府外で入院や通院したとき
- 大阪府内で医療証を見せることが出来ずに健康保険証のみで受診したとき

けんこうほけん ちりょうひ しきゆう ほそうぐ からだ
●健康保険から治療費の支給があったとき(補装具<体を自由にかすための道具>代など)

にゅういん こうがくりょうようひ およ かぞくりょうようふ かきん
※入院などで「高額療養費及び家族療養附加金」などに

あ かにゅう けんこうほけん しきゆうてつづ
当てはまるときは加入している健康保険に支給手続きをした後の申請になります。支給済証明書などが必要で

ひつよう
◎必要なもの

- 健康保険証
- 子ども医療証
- はんこ
- 領収書(保険適用になっている医療費で子ども医療対象者の名前・保険点数・日付などが書いてあるもの。レシート)のときは医療機関での患者名と保険点数、日付を書いてください。)
- 振込口座が分かるもの

へんこう とど で
◎変更の届け出

つぎ じょうきよう けんこうほけんしょう いりょうしょう も
次の状況になったときは健康保険証や医療証を持って届け出をしてください。

とど で おく
届け出が遅れると、あとで医療費を返してもらうときがあるので注意してください。

しがい てんしゅつ
●市外へ転出するとき

- 市内で転居するとき
- 対象者が死亡したとき
- 健康保険証の種類や内容が変わったとき
- 生活保護を受けるようになったとき
- 交通事故など第三者の行為による傷病で、治療を受けたとき
- 世帯構成が変わったとき

とあ
問い合わせ 保険医療課 ☎072-754-6258

高齢者・介護

◇高齢者・・・65歳以上の人
◇介護・・・病気になった人や年をとった人の生活を助けること

高齢者

◇後期高齢者・・・75歳以上の人

【後期高齢者医療制度】

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人の医療を国民みんなで助ける制度です。医療にかかるお金のうち、病院で自分が払うお金以外を、国のお金や、20歳から60歳までの世代からの支援金などで払います。また、市町村で保険料を集めて、いろいろな申し込みなどをします。

問い合わせ 保険医療課 ☎072-754-6258

●資格

75歳の誕生日から入ります。手続きはいりません。被用者保険(会社の健康保険など)から後期高齢者医療制度に変えるときは、扶養家族で75歳未満の人は国民健康保険など別に入ります。(65歳以上75歳未満の人で障がいのある人は、申請することで後期高齢者医療制度に入れます)。生活保護受給者(お金に困っていて、国からお金をもらっている人)は後期高齢者医療制度の対象になりません。

●医療機関(病院など)の受診(医師にみってもらうこと)について

医療機関では、一般の人は10%、収入が平均以上ある人は30%払います。払う割合は毎年8月に更新します。前の年の収入によって決まります。

介護保険

【介護保険の加入者・保険料】

介護が必要になったときは、申請をして、要介護(要支援)認定を受けて、介護保険サービスを使ってください。対象は65歳以上の人か、40歳以上の医療保険に入っている人で、16の決められた病気に当てはまる人です。

●65歳以上の方は「第1号被保険者」

保険料は介護サービスにかかるお金を考えて計算した基準額をもとに決定します。また、収入に合わせて保険料額を決めます。年金を年間18万円以上もらっている人は年金から払います。それより少ない人は納付書か口座振替で払います。

問い合わせ 介護保険課 ☎072-754-6228

●40歳から64歳の方は「第2号被保険者」

保険料は、入っている医療保険によって決め方や払う方が違います。

◎国民健康保険に入っている人

収入や、家庭にいる40歳から64歳の介護保険対象者の人数などによって決まります。

◎職場の健康保険に入っている人

健康保険組合、共済組合など、入っている医療保険の計算方法で決まります。

問い合わせ 国保・年金課 ☎072-754-6253

【申請から結果のお知らせについて】

●申請(申し込み)

窓口は市役所2階の介護保険窓口です。申請は本人、家族か、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者などが代わりに市に申請してください。

●要介護認定

申請をすると訪問や医師の意見書をもとに、審査や判定をして、介護や支援がどのくらい必要か(要介護度)が決まります。

●結果の通知(お知らせ)

通知は申請から30日くらいで届きます。要介護度によって、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが違います。

〈要介護1から5〉介護サービス

〈要支援 1・2〉介護予防サービス・介護予防・日常生活支援総合事業

問い合わせ 介護保険課 ☎072-754-6257

【介護サービス】

要介護1から5と認定された人が対象です。自分の家か施設を選んで利用します。

●居宅サービス(自分の家)

指定の事業者を選んで契約し、どのように介護するか計画を作ります。この計画をもとに、事業者とも契約し、サービスを利用します。

◎相談(居宅介護支援)

ケアマネジャーがどのように介護するか計画を作るなど、利用者が安心できるように助けます。

◎訪問介護

ホームヘルパーが家に行き、お風呂やトイレなど生活を助けます。

◎訪問入浴介護

移動入浴車などで家に行き、お風呂に入る手伝いをします。

◎訪問リハビリテーション

専門家が家に行き、リハビリテーション(体を自由に動かす練習)をします。

◎居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師などが家に行き、薬の飲み方などを教えます、また食事の管理もします。

◎訪問看護

看護師などが家に行き、病気の状態を見たり、床ずれ(長い時間寝たり座ったりして痛くなること)の手当てなどをします。

◎通所介護

定員19人以上のデイサービスセンターなどで食事・お風呂や、日常生活に必要な動きの訓練を日帰りで受けることができます。

◎通所リハビリテーション

介護老人保健施設などで、リハビリテーションなどを日帰りで受けることができます。

◎短期入所生活介護

介護老人保健施設などに短い期間泊まり、食事、お風呂、トイレなどの介護サービスや体を自由に動かす練習を受けることができます。

◎短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短い期間泊まり、看護や介護、体を自由に動かす練習を受けることができます。

◎特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームなどに入っている人が必要な介護サービスをその事業所から受けることができます。

◎特定福祉用具(介護に必要な道具)を買うためのお金を渡します

◎福祉用具(車いすなど)を貸します

◎住宅改修(住みやすい家に変えること)にかかるお金を渡します

問い合わせ 介護保険課 ☎072-754-6228

●地域密着型サービス

〈小規模多機能型居宅介護〉

通うことが中心ですが、家にきてもらったり、泊まりのサービスを組み合わせるなど、いろいろな介護サービスを受けることができます。

〈看護小規模多機能型居宅介護〉

小規模多機能型居宅介護と訪問介護を組み合わせたサービスで、介護や看護を一緒に受けることができます。

にん ち しょうたいおうがたつうしょうかいご
〈認知症 対応型通所介護〉
にん ち しょう ものわす おお こうれいしゃ にちじょうせいかつ
認知症 (物忘れが多くなること)の高齢者が、日常生活
の世話や体を自由に動かす練習などを受けることができ
ます。

にん ち しょうたいおうがたきょうどうせいかつかいご
〈認知症 対応型 共同生活介護〉
にん ち しょう ものわす おお こうれいしゃ きょうどうせいかつ
認知症 (物忘れが多くなること)の高齢者が 共同生活
する家で、日常生活の世話や体を自由に動かす練習を
受けることができます。

ち いきみつちやくがたかい ごろうじんふくし し せつにゆうしよしゃせいいかつかいご
〈地域密着型介護老人福祉施設 入 所者生活介護〉
ようかいご いじょう いえ かいご でき ひと たいしやう
要介護3以上で、家では介護が出来ない人が対象。
しよくじ といれ にちじょうせいかつ せわ けんこうかんり
食事、お風呂、トイレなどの日常生活の世話や健康管理な
どを受けることができます。

ち いきみつちやくがたどくいてい し せつにゆうきよしゃせいいかつかいご
〈地域密着型特定施設 入 居者生活介護〉
ようかいご いじょう ひと たいしやう ちい ていいん にんい か
要介護1以上の人が対象。小さい(定員29人以下)
ゆうりやうろうじん ほ ー む しよくじ といれ にちじょうせいかつ
有料老人ホームで、食事、お風呂、トイレなど日常生活の
世話や、体を自由に動かす練習、健康管理などを受ける
ことができます。

ていき じゆんかい ずい じ たいおうがたほうもんかいご かんご
〈定期 巡回・随時対応型訪問介護看護〉
かいご しよくいん かんごし ひる よる ていきでき いえ い
介護職員や看護師が、昼や夜に定期的に家に行きます。
さらに、前もって利用者に渡した通報機器を使って、利用
者が連絡すると、その時に介護職員や看護師に来てもら
えます。

ち いきみつちやくがたつうしょうかいご
〈地域密着型通所介護〉
ようかいご いじょう ひと たいしやう ていいん にんい か ていさー
要介護1以上の人が対象。定員18人以下のデイサー
ビスで、食事、お風呂、トイレなどの日常生活の世話や
からだ じゆう うご れんしゆう ひがえ う
体を自由に動かす練習などを日帰りで受けることがで
きます。

と あ かいご ほけんか
問い合わせ 介護保険課 ☎072-754-6228

しせつさーびす
●施設サービス
かいご ほけんしせつ もう こ けいやく
介護保険施設に申し込みをして、契約してください。

かいご ろうじんふくし しせつ
〈介護老人福祉施設〉
ようかいご いじょう したく かいご でき ひと たいしやう
要介護3以上で、自宅では介護が出来ない人が対象。
しよくじ といれ にちじょうせいかつ かいご けんこうかんり う
食事、お風呂、トイレなど日常生活の介護や健康管理を受
けることができます。

かいご ろうじん ほけんしせつ
〈介護老人保健施設〉
びやうじやう あんてい り はびりてーしよん からだ じゆう
病状が安定していて、リハビリテーション(体を自由に
うご れんしゆう ちゆうしん かいご ひつやう ひと たいしやう いがく
動かす練習)を中心とした介護の必要な人が対象。医学

てきかんり かいご り はびりてーしよん にちじょうせいかつ
的管理のもとでの介護やリハビリテーション、日常生活の
助けをします。

かいご りやうようがたいりやうしせつ
〈介護療養型医療施設〉
きゆうせいき ちりやう お びやうじやう あんてい
急性期の治療が終わり、病状は安定しているけれど、
なが あいだやす ひつやう ひと たいしやう かいご たいせい
長い間 休む必要がある人が対象。介護体制がきちんとし
ていりやうしせつ びやういん いりやう かんご う
ている医療施設(病院)で、医療や看護などを受けるこ
とができます。

かいご いりやういん
〈介護医療院〉
にちじやうてき いがくかんり ひつやう ひと う い びやうき ち
日常的な医学管理が必要な人の受け入れや病気の治
りやう くつう と し のこ せい
療をせず、苦痛を取りのぞいて、死ぬまでの残された生
かっ たく す しせつ
活を楽に過ごせる施設です。

と あ かいご ほけんか
問い合わせ 介護保険課 ☎072-754-6228

かいご さーびす ひやう
●介護サービスの費用
きやたくさーびす じぶん いえ
◎居宅サービス(自分の家)のとき
かげつ りやう げんどがく ようかいご と き
1カ月に利用できる限度額が、要介護度ごとに決めら
れていす。その範囲内でサービスを利用したときは、
はんい ない さーびす りやう
10%から30%を自分で払います。限度額を超えるときは
ぜんがく じぶん ほら げんどがく こ
全額を自分で払います。

しせつさーびす
◎施設サービスのとき
しせつさーびす ひ きよじゆう ひ しよくひ にち
施設サービス費の10%から30%と、居住費・食費・日
じやうせいかつ ひ ごうけい じぶん ほら
常生活費の合計を自分で払います。
きよじゆう ひ しせつ しゆるい ハ や か きよ
※ 居住費は施設の種類や部屋によって変わります。居
じゆう ひ しよくひ きんがく りやうしゃ しせつ けいやく
住費や食費の金額は、利用者と施設との契約によりま
す。また、収入が少ない人には自分で払う金額を決め
て、こえたぶん かいご ほけん から ほら
超えた分を介護保険から払います。

こうがくかいご さーびす ひ しきゆう
◎高額介護サービス費の支給
きんがく たか き
10%から30%の金額が、とても高くなったときは、決
められた額を超えた分を渡します。

こうがく いりやう こうがくかいご がっさん しきゆう
◎高額医療・高額介護合算の支給
かぞくない おな いりやう ほけん はい ひと かぞく
家族内で同じ医療保険に入っている人たち、家族での
いりやう ほけん かいご ほけん あ きんがく たか
医療保険・介護保険を合わせた金額が高くなったとき、決
められた額を超えた分を渡します。

と あ かいご ほけんか
問い合わせ 介護保険課 ☎072-754-6228

【介護予防サービス】(介護が必要な状態を治し

ていくこと)

要支援1・2と認定された人が対象です。

●利用について

◎連絡・相談

「地域包括支援センター」へ連絡。保健師や主任ケアマネジャーなどがサービスの内容を説明したり、相談を受けます。

◎介護予防ケアプラン(介護予防の計画)の作成

「どんな生活を送りたいか」を保健師や主任ケアマネジャーなどと相談して目標を決めて、「介護予防ケアプラン」を作ります。

◎サービスの利用

事業者を選び、契約を結び、「介護予防ケアプラン」に沿ってサービスを利用します。費用は10%から30%を払います。

◎評価・見直し

目標が達成されたかをみて、引き続き介護予防サービスが必要かどうか決めます。

問い合わせ 介護保険課 ☎072-754-6228

●介護予防サービスの種類

◎介護予防支援

地域包括支援センターの保健師などが、介護予防ケアプランの作成や、介護予防について支援をします。

◎介護予防訪問リハビリテーション

専門家が、利用者が自分でできる体操などを指導します。

◎介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが家に行き、介護予防を目的とした薬の飲み方、食事などを教えます。

◎介護予防訪問看護

看護師などが家に行き、介護予防を目的とした世話や必要な診療を手伝います。

◎介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設などで、介護予防を目的としたリハビリテーションなどを日帰りで受けることができます。

◎介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短い間入って、介護予防を目的とした食事・お風呂などの助けや体を自由に動かす練習が受けられます。

◎介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短い間入って、介護予防を目的とした看護や介護、体を自由に動かす練習などを受けることができます。

◎介護予防に必要な道具を買うためのお金を渡します

◎介護予防に必要な道具を貸します

◎介護予防に必要な家の改修にかかるお金を渡します

◎介護予防特定施設に入る人の生活を助けます

指定を受けた有料老人ホームなどに入居している人が、必要な介護サービスをその事業所から受けることができます。

◎地域密着型介護予防サービス

〈介護予防小規模多機能型居宅介護〉

通うことが中心ですが、家にきてもらったり、泊まりのサービスを組み合わせるなど、いろいろな介護予防を目的とするサービスを受けることができます。

〈介護予防認知症対応型通所介護〉

認知症で要支援の高齢者が、デイサービス(日帰りで受けるサービス)をする施設です。日常生活の世話や体を自由に動かす練習などの介護予防を目的とするサービスを受けることができます。

〈介護予防認知症対応型共同生活介護〉

認知症で要支援の高齢者が一緒に生活をする家で、日常生活の世話や体を自由に動かす練習などの介護予防を目的とするサービスを受けることができます。要支援2の人が対象です。

問い合わせ 介護保険課 ☎072-754-6228

かいご よぼう にちじょうせいかつ し えんそうごう じぎょう)
【介護予防・日常生活支援総合事業】

かいご よぼう にちじょうせいかつ し えんそうごう じぎょう こうれいしゃ じぶん
介護予防・日常生活支援総合事業とは、高齢者が自分で
せいかつ おく もくてき し かいご よぼう じ
生活を送ることを目的に、市がする介護予防のための事
ぎょう
業です。

かいご よぼう せいかつ し えん さーびす じぎょう
●介護予防・生活支援サービス事業

ようかいご にんてい よう し えん ひと う ひと し き
要介護認定(要支援1・2の人)を受けた人や、市がする基
ほんち えっくりすと じぶん せいかつ むずか ひと りょう
本チェックリストで自分で生活するのが難しい人が利用
できます。

ほうもんがた さーびす
・訪問型サービス

じぎょうしゃ ほうもんかいご さーびす
事業者による訪問介護のようなサービス

つうしょがた さーびす
・通所型サービス

じぎょうしゃ つうしょかいご さーびす
事業者による通所介護のようなサービス

たんきしゅうちゅうがた さーびす
・短期集中型サービス

うんどう きのう よ もくてき たんきかん
運動する機能を良くすることを目的とした、短期間の
し えん さーびす
支援サービス

いっぱんかいご よぼう じぎょう
●一般介護予防事業

さいいじょう ひと りょう さーびす
65歳以上のすべての人が利用できるサービスです。

かいご よぼう にんちしょうよぼう きょうしつ かいさい
介護予防や認知症予防についての教室を開催していま
す。

と あ
問い合わせ

ちいきしえんか
地域支援課 ☎072-754-6288

まちづくり

【働く人たちのために】

●融資・企業育成室についての手続き

中小企業事業資金融資、企業育成室の貸し出しの受

付をしています。

問い合わせ 商工労働課 ☎072-754-6241

●労働(仕事)相談・就労(仕事につくこと)支援

納得できない理由で仕事を辞めさせられたり、給料をも

らえないなど、いろいろな相談ができます。また、働きた

いという気持ちや能力があるのに、仕事につくことが難

しい人を助けます。相談者への提案、就労(仕事につくこ

と)に役立つ講座の案内もします。事前に予約がいきます。

仕事の紹介はしません。

〈場所〉栄町9-1 池田市しごと相談・支援センター

☎072-751-0574

問い合わせ 商工労働課 ☎072-754-6230

●農業の振興

農業や園芸を発展させるため、農家への支援など、いろ

いろな事業をしています。細河地域は、日本の4大植木産

地の一つで、そこには植木専門農協として細河園芸農業

協同組合(中川原町448-1、☎072-751-6839)が

あります。

問い合わせ 農政課 ☎072-754-6152

●農地(農業のための土地)相談、許可など

農地を他の目的で使ったり、売買、貸借(他の人に貸した

り、他の人から借りたりする)には許可がいきます。

農地についての相談は、問い合わせてください。

問い合わせ 農業委員会事務局

☎072-754-6152

【住宅など】

●市営住宅

市営住宅は住む家に困っている給料が少ない人のため
に建てられた家です。住む人の募集は広報誌でします。

問い合わせ 都市政策課 ☎072-754-6283

●空き家など老朽木造住宅を取り除くことへの補助

壊れるかもしれない空き家など、古くなってしまった木造

の家を取りのぞくとき、それにかかるお金を少し市が払い

ます。

●用途地域

土地は、それぞれの場所に合わせて使い方が決まってい

ます。9種類あります。

問い合わせ 都市政策課 ☎072-754-6262

●住居表示

家を新しく建てたときには新しい住所になります。完成

する前に届けを出してください。詳しくは、問い合わせ

てください。

問い合わせ 総合窓口課 ☎072-754-6243

●市道などの境界明示

私有地と公共用地(市道・里道・水路など)との境界を

決める必要があるときは、境界明示申請がいきます。

問い合わせ 土木管理課 ☎072-754-6273

●建築相談と申請

建物を建てる時は、申請がいきます。また建物につい

ての相談は、問い合わせてください。

問い合わせ 審査指導課 ☎072-754-6339

●環境保全条例に基づく指定事業の手続き

環境を守るために、事業を行う人は関係する住民へ

の事業計画の「事前公開」「関係住民への周知と説明」

「事前の話し合い」をすることが必要です。

たてもの たいしんしんだん じしん た しんだん
●建物の耐震診断(地震に耐えられるかの診断)

ほじょ
への補助

たいしんしんだん たてもの も ひと しんだん
 耐震診断をする建物を持っている人に診断にかかるお
 かね し すこ はら
 金を市が少し払います。

たてもの たいしんせつけい かいしゅう じしん た
**●建物の耐震設計・改修(地震に耐えられるよ
 うにすること)への補助**

たいしんせつけい かいしゅう き いえ も ひと せつ
 耐震設計・改修をする木でできた家を持っている人に設
 けい かいしゅう かね し すこ はら
 計・改修にかかるお金を市が少し払います。

と あ しん さ しどう か
問い合わせ 審査指導課 ☎072-754-6339

こうつう
【交通】

ちゅうりんじょう じてんしゃ と ぼしよ
駐輪場(自転車を止める場所)

いけだ えき ちか
●池田駅の近く

いけだ えきひがし じてんしゃちゅうしゃじょう
①池田駅東自転車駐輪場

☎072-753-5893

はんきゅういけだ ちゅうりん せん たー
②阪急池田駐輪センター

☎072-751-7715

さんして いけだ ちゅうりんじょう
③サンシティ池田駐輪場

☎072-751-3711

だ い えー ちゅうりんじょう
④ダイエー駐輪場

☎072-753-4147

えこすてーしょん はんきゅういけだ
⑤エコステーション21阪急池田

☎0120-923-521

ほうち じてんしゃ と ぼしよ と
**●放置自転車(止めてはいけない場所に止められていた
 自転車)を保管している場所**

いけだ しほうち じてんしゃとうほかん ぼしよ はちづか
 池田市放置自転車等保管場所(鉢塚1-9-25)

☎072-762-8523

いしばしはんたいまええき ちか
●石橋阪大前駅の近く

いしばしはんたいまええきひがし じてんしゃちゅうしゃじょう
⑥石橋阪大前駅東自転車駐輪場

☎072-761-5468

いしばしはんたいまええきちゅうおう じてんしゃちゅうしゃじょう
⑦石橋阪大前駅中央自転車駐輪場

☎072-761-5468

いしばしはんたいまええきちゅうおうだい じてんしゃちゅうしゃじょう
⑧石橋阪大前駅中央第2自転車駐輪場

☎072-761-5468

いしばしはんたいまええきみなみだい じてんしゃちゅうしゃじょう
⑨石橋阪大前駅南第1自転車駐輪場

☎072-761-5468

いしばしはんたいまええきみなみだい じてんしゃちゅうしゃじょう
⑩石橋阪大前駅南第2自転車駐輪場

☎072-761-5468

いしばしはんたいまええききた じてんしゃちゅうしゃじょう
⑪石橋阪大前駅北自転車駐輪場

☎072-761-5468

いしばししょうてんがいちゅうりんじょうだい だい
⑫石橋商店街駐輪場第1から第4

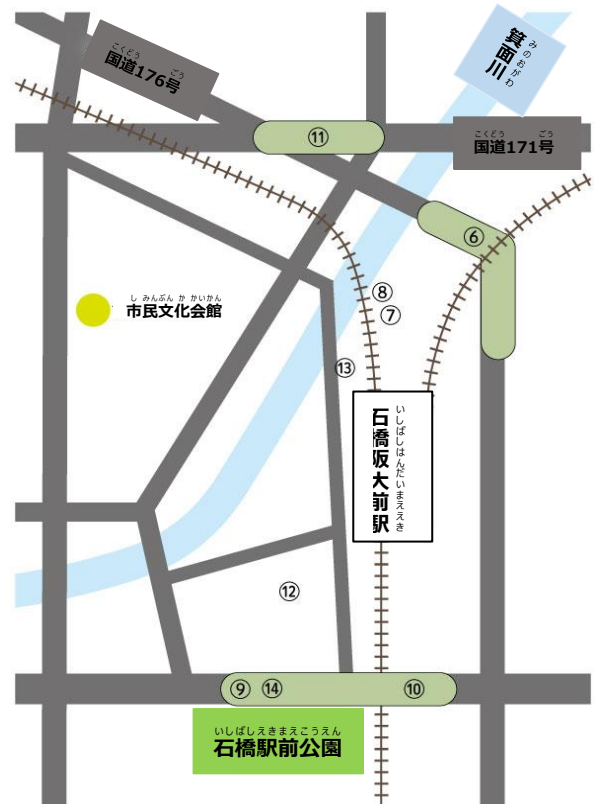
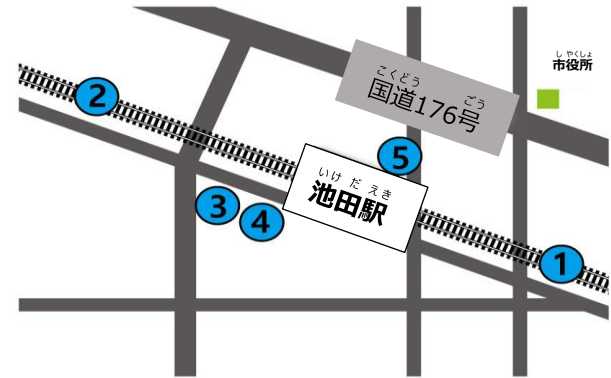
☎090-5967-1941

えこすてーしょん はんきゅういしばし
⑬エコステーション21阪急石橋

☎0120-923-521

いしばししょうてんがいこう したちゅうりんじょう
⑭石橋商店街高架下駐輪場

☎090-5967-1941



と あ こうつうどうろ か
問い合わせ 交通道路課 ☎072-754-6281

れんたさいくる じてんしゃ か
レンタサイクル(自転車を借りること)

いけだ えきひがし じてんしゃちゆうしゃじょう
●池田駅東自転車駐車場……………☎072-753-5893

はんきゆういけだちゆうりんせんたー
●阪急池田駐輪センター……………☎072-751-7715

いしばしはんたいまええきちゆうおうだい じてんしゃちゆうしゃじょう
●石橋阪大前駅中央第2自転車駐車場
……………☎072-761-5468

とあ
問い合わせ 交通道路課 ☎072-754-6281

どうろ がいろじゆ どうろ そ う き
道路・街路樹(道路に沿って植えている木)など

かんり
の管理

どうろ くっさく せんようきよか
●道路などの掘削・占用許可

どうろ くっさく ほ あな そっこう
道路などを掘削(掘ったり、穴をあけたりすること)、側溝

みち みず ぬ あな けんちくこうじ
(道にある水を抜く穴)にふたをつけること、建築工事など

あしば あんないひようしき どうろ つか きよか
の足場、案内標識など道路を使うときは許可がいります。

また、街路樹の正しい管理をしています。

とあ
問い合わせ 土木管理課 ☎072-754-6270

かんきょう じょうげ すいどう 環境・上下水道

【ごみ】

▶指定袋(池田市が決められた袋)で捨ててください

池田市では環境にやさしいまちづくりのために、指定袋制(決められた袋で、ごみを捨てること)にしています。

●指定袋・処理券の販売

燃えるごみ用の袋・燃えないごみ用の袋と粗大ごみ処理券はお金がいります。コンビニなどで販売しています。

◎燃えるごみ用の袋(黄色)

10リットル袋(10枚入り)…80円

20リットル袋(10枚入り)…160円

30リットル袋(10枚入り)…240円

40リットル袋(10枚入り)…320円

◎燃えないごみ用の袋(緑色)

10リットル袋(10枚入り)…500円

20リットル袋(5枚入り)…500円

30リットル袋(5枚入り)…750円

◎粗大ごみ:処理券 300円/1枚

●指定袋が多くもらえます

下に書いてある人に、指定袋を多く渡しています。詳しくはそれぞれの窓口聞いてください。

◎高齢者 紙おむつの給付対象者や65歳以上で医師の診断を受けていて、家で暮らしていて、いつも紙おむつを使っている人は高齢・福祉総務課(☎072-754-6123)

◎赤ちゃん 環境政策課(☎072-754-6240)

◎ストマ(手術でお腹に排泄口を作った人)等給付対象者 障がい福祉課(☎072-754-6255)

●指定販売店

指定袋、処理券を売っている店のことです。一覧表のあった『池田市ごみの分別・出し方・日程表』を、すべての家に配っているのを確認してください。分からないことがあれば環境政策課に聞いてください。

●ボランティア袋

道路や公園などの公共施設を掃除するときは、ボランティア袋を渡します。

問い合わせ 環境政策課 ☎072-754-6240

●家電リサイクル対象のもの・パソコンの処理

◎家電リサイクル対象のテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機を捨てる時

・買い替える店や、過去に家電を買った店に引き取ってもらう

・家電メーカーが決められている引き取り場所に直接持つ

いく

・市が許可している一般廃棄物収集運搬業許可業者に引き取ってもらうなどの方法があります。

家電を売っている店や許可業者が引き取る時は、メーカーのリサイクル料金と、引き取って運ぶためのお金も捨てる人が払うこととなります(別に消費税がいります)。

◎家庭用パソコン(デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、CRT(ブラウン管)ディスプレイ、液晶ディスプレイ)を捨てる時

メーカーが引き取ってリサイクルするので、メーカーに連絡してください。自分で作ったパソコンや引き取るメーカーがないものは、一般社団法人パソコン3R推進協会に連絡してください。

【一般社団法人パソコン3R推進協会】

電話 ☎03-5282-7685

ホームページ <http://www.pc3r.jp>

りさいく りようきん めやす ねん がつげんざい
◎リサイクル料金の目安(2020年4月現在)

ひんもく 品目	りさいく りようきん リサイクル料金	
えあこん エアコン	990円から9,900円	
てれび テレビ	がめんさいず 画面サイズ 16型以上のもの	がめんさいず 画面サイズ 15型以下のもの
	2,420円から 3,700円	1,320円から 3,100円
れいぞうこ 冷蔵庫・ れいとうこ 冷凍庫	ようりよう 容量が171リットル 以上のもの	ようりよう 容量が170リットル 以下のもの
	4,730円から 6,149円	3,740円から 5,599円
せんたくき 洗濯機・ いるいかんそうき 衣類乾燥機	2,530円から3,300円	

※お金は郵便局に振り込んでください。振込手数料がいら
 ます。メーカーによっては料金が違うときがあります。

◎パソコンの処理

パソコンメーカーが家庭用パソコンの引き取りをするよう
 に決められています。お金がいるときもありますが、捨て
 るパソコンのメーカーへリサイクルを申し込んでください。

問い合わせ 環境政策課 ☎072-754-6240

◎ごみ収集運搬業許可業者(ごみを集めて運ぶ会社)

きょかぎょうしゃめい 許可業者名	えいぎょうしょ 営業所の場所	でんわばんごう 電話番号
(株)アズマクリーン	なかがわらちよう 中川原町340-2	072-753-7425
※エアポート企業(株)	くうこう 空港2-368	072-771-0338
(株)上原産業	ももその 桃園1-9-24-I	072-710-1966
こうしんしょうじ 弘伸商事(株)	いぐちどう 井口堂1-11-14	072-762-1015
かきもとさんぎょう 鍵本産業(株)	ひがしやまちよう 東山町890-1	072-755-6215
おおさかかんきょうせいび (株)大阪環境セイビ	じょうなん 城南3-3-6-A	072-762-5551
きもとこうざん 木本興産(株)	こうだ 神田4-1-4	072-751-2235
むらおこうぎょう (株)村尾興業	きべちよう 木部町217-5	072-750-0666
いしはらさんぎょう (株)石原産業	てんじん 天神2-1-13	072-763-3211

※エアポート企業(株)は、主に空港関連施設のごみを集めると
 ころなので、一般企業・事務所・商店などのごみを集めること
 はしていません。

▶ごみを捨てるときは、きまりを守って

●ごみの種類と捨てる方法

- ◎燃えるごみ.....
黄色の指定袋に入れて捨てる
- ◎燃えないごみ.....
緑色の指定袋に入れて捨てる
- ◎粗大ごみ.....
処理券を貼って捨てる(長辺が1.5mまでは1枚、3m
までは2枚)
- ◎空き缶・空きびん.....
かごなどの容器に入れて捨てる(キャップは外して)
- ◎紙パック・新聞・本・雑誌・ダンボール.....
ひもなどでしばって捨てる
- ◎ペットボトル.....
かごなどの容器に入れて捨てる(キャップは外して)
- ◎トレイ.....
中身の見える袋に入れて捨てる

**●ごみの出し方が分からない・不法投棄(だれかがきまり
 を守らずにごみを捨てている)などの連絡**

業務センター 桃園2-3-1 ☎072-752-5580

※受付時間:午前 8時45分から午後5時15分、月曜日か
 ら金曜日(祝日も開いています)。

**ごみの臨時収集(決められた日以外にごみを
 捨てたい場合)**

●引き取ってほしいごみがあるとき

- ・ごみを自分の好きな日に引き取ってほしいときは、
 1㎡につき3,000円いります。
- ・業務センターに電話をして、ごみを引き取ってほしいこ
 とを伝えて、住所・名前・電話番号・出すごみの種類・
 個数・大きさを伝えてください。

●注意してほしいこと

- ・指定袋にごみを入れなくていいです。また、粗大ごみ処
 理券を貼らなくていいです。
- ・ごみは、集める車が入れる所に出してください。

・ごみを集めるときにはお金を払ってください。

・土曜日・日曜日に臨時収集はできません。

問い合わせ 業務センター ☎072-752-5580

ごみの持ち込み

●自分でごみ処理場に持っていくとき

◎自分で持っていくときに払うお金は10kgで60円

◎家電リサイクル法の対象品(テレビ、エアコン、洗濯機・衣

類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫)、パソコン、バッテリー、危険

物、有害物質、業務用廃品、産業廃棄物、建築廃材、タイ

ヤ、消火器、ブロック、レンガ、土、砂、石などは受け取りで

きません。

※必ず持って行く前に(土・日曜日、祝日以外)予約して

ください。

●注意してほしいこと

・指定袋にごみを入れなくていいです。また、粗大ごみ

処理券を貼らなくていいです。

・分別(種類によって分けること)して持って行ってくだ

さい。

・土曜日・日曜日は受け取りできません。

・自分でごみ処理場に持っていけないものがあるので、

必ず持って行く前に相談してください。

●連絡先

◎クリーンセンター 桃園2-3-2 ☎072-751-0501

※搬入(ごみを持って行ける)時間:午前8時45分からお

ひる12時・午後1時から4時30分、月曜日から金曜日(祝

日も開いています)。

問い合わせ クリーンセンター ☎072-751-0501

【廃棄物・リサイクル】

▶家庭用生ごみ処理機を買うお金が少しもらえ

ます

家から出る生ごみを水分調整して、熱などで量を減ら

したり、肥料にする電気式の生ごみ処理機が対象です。

買ったお金の2分の1(最大3万円まで)を池田市が払い

ます。1つの家に1台だけ。詳しくは聞いてください。

▶雨水貯留タンクを買うお金が少しもらえます

屋根に降った雨水をためることができる量が80リット

ル以上の雨水タンクが対象です。

買ったお金の2分の1(最大3万円まで)を池田市が払いま

す。1つの家に1台だけ。詳しくは聞いてください。

問い合わせ 環境政策課 ☎072-754-6242

▶エコミュージアム

3R※を知ってもらうための活動や情報をお知らせして

います。

◎ところ 菅原町1-1

◎内容 環境情報の発信

リサイクル品情報の発信、リユース食器の貸し出し

環境講座の実施、資源物(プラトップ、ペットボトル

キャップ、天ぷら油、服などリユース品)の回収など

※3R…Reuse(ものを何度も使うこと)、Reduce(もの

を作るときに使う材料を少なくすること)、Recycle(使

わなくなったものの材料を利用すること)

問い合わせ エコミュージアム ☎072-752-7711

▶使い終わった天ぷら油を集めています

家で使った天ぷら油を集めています。集めた天ぷら油

はバイオディーゼル燃料(BDF)などにリサイクルされま

す。

ペットボトルや油の容器に入れて持ってきてください。

◎集める場所・日時

エコミュージアム(休館日以外の毎日午前10時から午

後6時、日・祝日は午前10時から午後5時)と市立小

学校で集めています。詳しくは聞いてください。

植物性の食用油だけ集めています、動物性の油は

集めていません。

油の温度を冷たくしてから持ってきてください。

問い合わせ エコミュージアム ☎072-752-7711

▶し尿(大便と小便)を集めます

◎定額制(毎月決まった額のお金を払うこと)

一般家庭を対象に、トイレ1カ所につき月2回。1つの家(4人まで)1カ月500円(1人増えるたびに100円追加

でお金がいらいます)

◎従量制(量によって払うお金が変わること)

一般家庭の簡易水洗、事務所・事業所などが対象で月2回。60リットルにつき240円

◎決まった期間だけ置いてあるトイレのとき

工事現場などで決まった期間だけ置いてあるトイレが対象。1つ5,000円

▶浄化槽の清掃・保守点検

浄化槽(生活の中で出た汚い水をきれいにし、川に流す機械のこと)は正しく動くかどうかを確認するため、1年1回の掃除と、1年4回の点検が法律で決められています。池田市では申し込みがあった浄化槽を掃除しています。払うお金は、浄化槽の容積が1.5㎡まで8,000円。1.5㎡を超えるものは0.5㎡ごとに2,000円を追加で払います。点検にかかるお金は、1回10㎡まで1,000円。それ以上のものは2,000円です。

問い合わせ 業務センター ☎072-752-5580

【ペットなど】

▶飼い犬登録と狂犬病の予防接種

生後91日以上の子犬を飼っている人は、生きている間に1回の犬の登録(3,000円いります)をしてください。また、1年1回狂犬病予防注射を受けてください。犬の首輪などには鑑札と注射済票(550円いります)を必ず犬に着けましょう。

また、犬のふんなどは飼い主が捨ててください。

問い合わせ 環境政策課 ☎072-754-6240

▶野良猫の不妊・去勢の手術にかかるお金を少し助けます

池田市では、野良猫(飼い主がいらない、外にいる猫)の心

んや尿などが町を汚さないように、不幸な猫の数を増やさないように、野良猫の不妊・去勢手術にかかる手術費を少し払います。

【助ける金額】
1頭につき手術費用(消費税を含む)の2分の1(最大5,000円) ※1,000円未満は切り捨て。手術をする前に申し込みがあります。詳しくは聞いてください。

問い合わせ 環境政策課 ☎072-754-6240

▶犬や猫などの死体処理

飼っている犬・猫などの動物が死んだとき、引き取りにかかるお金は2,000円、直接葬祭場へ持っていきときは1,000円で処理します。持っていきときは、ペットのお見送りをする動物お別れ室が使えます。(池田市民だけ)

ただし、火葬に参加することや、骨を渡すことはできません。また、道路や公共の場所で飼いが分からない動物が死んでいるのを見つけたときは、連絡してください。無料です。

問い合わせ 総合窓口課 ☎072-754-6243

【上下水道】

▶水道

●修繕(壊れたところを直すこと)

水道管から水がもれている、水が出ない、水が濁るなどの異常があれば、水道工務課(平日の午前8時45分から午後5時15分)に連絡してください。それ以外の時間は池田市指定管工事協同組合に連絡してください。

問い合わせ 水道工務課 ☎072-754-6133

池田市指定管工事協同組合

☎072-750-6388

●水道管も凍ります

気温がマイナス4度以下になると、蛇口や水道管が凍って破裂しやすくなるので、次の方法で予防してください。寒くなる前に、水道管に直接つめたい空気が当たらない

いようにテープが付いている防寒材を付けてください。水道管が凍って水が出なくなったときは、凍った部分にタオルか布をかけて、ぬるいお湯をゆっくりかけてください。熱いお湯をかけて急に温めると、水道管が割れるときがあります。

●いつもと違うことが起きたとき

◎赤い水

水道管の中のさびが流れ出したもの。しばらく水を出すときれいになります。

◎白い水

水道管の中の空気が、たくさん小さな泡になって含まれたもの。しばらく水を出すときれいになります。

◎水道管から音が出る

蛇口がガタガタというのは、管の中の圧力が急に変わったとき、またはパッキン(液体が漏れないようにするゴムのこと)などが古くなっています。

◎水が出にくい

水道メーターのストレーナー(ごみを集めるフィルターのこと)にさびが詰まっています、水が通りにくくなっています。

◎蛇口から水が漏れている

パッキンが古くなっています。

とあ 問い合わせ すいどうこうむか 水道工務課 ☎072-754-6133

●料金の支払いは口座振替でしましょう

料金の支払いは口座振替(登録した銀行の口座から料金を払うこと)が、とても便利です。預金口座のある銀行に届出印と、水道使用水量のお知らせ票か、領収書を持って行って申し込みしてください。

●届け出は忘れないようにしましょう

◎水道使用届

新しく家を建てたり、引っ越しで新しく水道を使うとき

◎中止・廃止届

家を壊したり、引っ越しで水道を使わなくなったとき

【インターネットでも届出できます】

池田市上下水道部ホームページ

「水道開始休止の届出について」で

検索ください。



とあ 問い合わせ えいぎょうか 営業課 ☎072-754-6106

【葬儀など】

市営葬儀

亡くなった人、または喪主(亡くなった人の家族の代表者)が市民のときに利用できますが、葬儀の場所は池田市内だけです。

家族葬、お別れ会、直葬(火葬のみ)にも利用できます。申し込みは、(1)葬祭場へ葬儀を申し込む、(2)総合窓口課に死亡届を出す、(3)総合窓口課で埋火葬許可証をもらう、(4)葬祭場へ埋火葬許可証を渡す、という順番です。

斎場・やすらぎ会館を利用する人は、葬祭場に連絡してください。(☎072-751-3588)

※葬儀についての心付け(お金や物を渡すこと)などは、受け付けていません。

市営葬儀の内容

- ① 遺体移送(例:池田市内の病院から家か、霊安室に運ぶ)
- ② 納棺など遺体の取り扱い
- ③ 斎場・やすらぎ会館・霊きゅう車などの手配
- ④ 棺・葬祭に必要なものなどの手配
- ⑤ 祭壇などの飾り付け
- ⑥ 葬儀の進行・司会
- ⑦ 火葬をする

市営葬儀の施設を使うのにかかるお金など

		用具使用料	火葬料
がっしき 仏式	1号祭壇	27,500円	10,000円
	2号祭壇	40,700円	10,000円
	3号祭壇	111,000円	10,000円
	4号祭壇	176,200円	10,000円
しんしき 神式	5号祭壇	27,500円	10,000円
	6号祭壇	61,100円	10,000円
きりすと キリスト教式	7号祭壇	27,500円	10,000円

※ 霊きゅう車(ワゴン型)を使うのにかかるお金は12,000円からです。また、宮型霊きゅう車を希望するときは、別にお金がいります。亡くなった人が池田市民ではないとき、火葬にかかるお金は40,000円です。

		料金		適用
		区分	金額	
さいじょう 斎場	こくべつしき 告別式		15,200円	使用時間は2時間以内。2時間を超えるときは1時間ごとに7,600円が追加でいります。
	つや こくべつしき 通夜と告別式		152,700円	使用時間は午後4時から次の日の正午まで。これを超えるときは1時間ごとに7,600円が追加でいります。
やすらぎ 会館	はくろ ま 白露の間 じょうしん ま 浄心の間	つや つや いがい 通夜と通夜以外	36,600円	使用時間は午後4時から次の日の午後4時まで。
	じいんひかえしつ 寺院控室	こくべつしき 告別式 とうじつ 当日のみ	3,000円	使用時間は2時間以内。時間を超えるときは1時間ごとに1,500円が追加でいります。

ちゅうしゃじょう しようりよう
● 駐車場の使用料

区分	使用料	適用
いっぱんちようもんしゃ 一般弔問者 (葬儀に参加する人)	ごぜんじ ごごじ 午前8時から午後10時	しょうじかん じかんい ない 使用時間は2時間以内。 2時間を超えるときは1時間ごとに600円が追加 であります。
	ごごじ つぎ ひ ごぜんじ 午後10時から次の日の午前8時	ー
そうぎ しせつしようしゃ そうぎ 葬儀施設使用者(葬儀をする人)が使うとき	3,000円	しょうじかん ごごじ つぎ ひ ごごじ 使用時間は午後4時から次の日の午後4時まで。 この時間内の車の出し入れは自由です

とあ 問い合わせ 葬祭場 ☎072-751-3588

文化・スポーツ

運動しませんか

【運動する所を使うための申し込み】

インターネットや、運動する所に置いてある機械(池田市スポーツ施設情報システム)から申し込んでください。

●登録する方法

登録申請書を入力して、使用料を払うための銀行の口座を登録してください。そのあと、五月山体育館が総合スポーツセンターで申し込みしてください。登録料500円がいます(後で登録した口座からお金をもらいます)

●抽選申し込み期間

運動する所を使う日の前の月の1日から11日

●抽選する日

運動する所を使う日の前の月の12日

●当選者の利用申し込み

抽選の当選者は運動する所を使う日の前の月の13日から19日の間に、申し込みがいきます。また、申し込みした後に取り消すと取消手数料(申し込みを取り消すためのお金)がいきます。

●空き利用の申し込み

抽選した後の空いている施設を使うための申し込み期間は、運動する所を使う日の前の月の13日から運動する所を使う日の当日まで

●使うことができる施設

・五月山体育館…アリーナ、多目的室、小多目的室、会議室

・猪名川運動公園…少年野球場、野球場、ソフトボール場、サッカー場、北多目的広場、陸上競技場

・夫婦池公園テニスコート…テニスコート

・空港緑地グラウンド…中学生以下のサッカー、ラグビー

問い合わせ 公園みどり課 ☎072-754-6275

・総合スポーツセンター…大体育室、小体育室、柔剣道場

問い合わせ 生涯学習推進課☎072-754-6480

●その他

夫婦池公園テニスコートのテニスコートは個人で申し込んでください。ほかの施設は団体で申し込んでください。空港緑地グラウンドは総合スポーツセンター(☎072-761-5137)に直接申し込んでください。

【学校の運動場と体育館が使えます】

市立小学校の体育施設(運動場と体育館)は無料で使えます。

◎使える日と時間

土・日曜日、月曜日から金曜日の夜

◎対象

校区内に住んでいる子どもや青少年団体、スポーツ団体で、それぞれの校区の運営委員会が認めた団体

【五月山ハイキングコース】

五月山の南側斜面には、五月山緑地(五月山公園)があり、サクラやツツジ、紅葉が有名です。

家族で歩きやすい道もあります。山を一周するのにかかる時間が1、2時間くらいなので、気軽に山登りを楽しめます。

※市役所、五月山公園総合案内所、緑のセンターで、ハイキングコースの地図を無料で配っています。

問い合わせ 公園みどり課 ☎072-754-6275

市政・議会・選挙

【市政(市の政治) 情報を知りたいとき】

● 行政文書(市が作ったり受け取った文書)の

開示(みせること)

誰でも、池田市が持っている行政文書の開示(公開すること)を求めることができます。

◎ 公開を求めるとき

必要な請求書を池田市に出します。また、請求書は、インターネット、FAX、郵送でも受け付けます。市役所2階の行政情報コーナーでもできます。

◎ 開示決定までの期間

開示請求書が池田市に届いた日から計算して15日以内に開示請求についての決定をします。ただし、事務処理をするのが難しいときや、そのほかに理由があるときは、期間が長くなるかもしれません。

◎ 開示できない情報

池田市情報公開条例第7条に定める不開示情報(個人についての情報など)

● 個人についての情報が含まれる行政文書の

開示(みせること)

誰でも、池田市が持っている、自分を本人とする情報の開示を求めることができます。

◎ 公開を求めるとき

個人情報開示請求書を池田市に出します。請求するには、情報の本人であることが分かる書類(運転免許証など)を出してください。市役所2階の行政情報コーナーでもできます。

◎ 開示決定までの期間

開示請求書が池田市に届いた日から計算して15日以内に開示請求に対する決定をします。ただし、事務処理

するのが難しいときや、そのほかに理由があるときは、期間が長くなるかもしれません。

◎ 開示できない情報

池田市個人情報保護条例第18条に定める不開示情報(開示を求めた人以外の個人についての情報など)

● 審議会などを聞くことができます

池田市が設置した審議会などの会議は公開されているため、聞くことができます(公開していない会議もあります)。会議公開のお知らせは広報誌や池田市ホームページを見てください。

● 行政情報コーナー

市役所2階の行政情報コーナーで、池田市の行政文書を見ることができます。また、有料コピー機が使えます。使える時間は、市役所の開庁時間(午前8時45分から午後5時15分)です。

問い合わせ 市政相談課 ☎072-754-6101

● 市が発行する情報誌

◎ 広報いけだ

池田市からのお知らせ、イベントなどの情報を載せている広報誌(雑誌)です。毎月1日発行で、それぞれの家に配っています。点字(手で点をさわって読むもの)版や音声版もあり、目が見えない人で希望する人には無料で送っています。詳しくは48ページを見てください。

◎ グラフいけだ

池田市内の地図と公共施設の一覧を載せています。転入(別のところから引越越すること)した人に総合窓口課で渡しています。また、広報シティプロモーション課でも渡しています。

問い合わせ 広報シティプロモーション課

☎072-754-6202

いけだしほむページ
池田市ホームページ・SNS

いけだしほむページ
池田市からのお知らせや施設案内、池田市の事業についてなどの情報が見れます。

いけだしほむページ
◎池田市ホームページ

http://www.city.ikeda.osaka.jp/

しほむページ
●市ホームページ



し
●市SNS



LINE



Facebook



Twitter



Instagram



YouTube

とあ
問い合わせ

ごほうしていぶるもーしょんか
広報シティプロモーション課 ☎072-754-6202

しこえとど
市にみんなの声を届けませんか

こえほすと
●声のポスト

し
市についての意見やお願いを集めるために、「声のポスト」を置いています。

お
置いている場所は市役所(1階ロビー)、コミュニティセンター、総合スポーツセンター、石橋プラザ、上下水道庁舎、市民文化会館です。

いけだしほむページ
※池田市ホームページからも市についての意見やお願いをメールで受け付けています。

とあ
問い合わせ 市政相談課 ☎072-754-6200

ぱぶりっくこめんとてつづき
●パブリックコメント手続

いけだしけいかくじょうれい
池田市が計画や条例などを決めるときに、その内容(案)を発表しています。皆さんから意見などを聞いて、それを考えながら最終案を決めます。皆さんの意見と、池田市の考え方や、計画や条例などの内容も一緒に、池田市ホームページで発表しています。

とあ
問い合わせ 行政改革推進課 ☎072-754-7003

●みんなでつくるまちの寄付条例(ふるさと納税)

きふひと
寄付する人が14の事業の中から自分で応援したいと思う事業を選べる(寄付金をどう使うかを自分で決めることができる)制度です。確定申告(税務署で申告)すれば、寄付した金額(自分で払う分の2,000円は含まれません)はふるさと納税制度によって住民税が(住民税所得割額の20%まで)、所得税と合わせて減らされます。控除の対象になる、ふるさと納税額は全ての収入金額などの最大30%です。

せいど
確定申告(税務署で申告)すれば、寄付した金額(自分で払う分の2,000円は含まれません)はふるさと納税制度によって住民税が(住民税所得割額の20%まで)、所得税と合わせて減らされます。控除の対象になる、ふるさと納税額は全ての収入金額などの最大30%です。

きふきん
寄付した金額(自分で払う分の2,000円は含まれません)はふるさと納税制度によって住民税が(住民税所得割額の20%まで)、所得税と合わせて減らされます。控除の対象になる、ふるさと納税額は全ての収入金額などの最大30%です。

おもじぎょう
【主な事業】

- ・市民安全の充実
- ・地域の集まりや協力を進めること
- ・子育て支援の充実
- ・環境を守ること及び改善
- ・観光を発展させること
- ・教育の充実 他

くわ
詳しくは池田市ホームページ、ふるさと納税については、総務省「ふるさと納税ポータルサイト」を確認してください。

とあ
問い合わせ 商工労働課 ☎072-754-7005



いけだし
池田市ふるさと納税



いけだし
ふるさと納税

ほーたるさいと
ポータルサイト

ぎ かい 【議会】

●市議会(市の代表者の会議)の活動

市議会は、選挙で選ばれた22人の議員(市民の代表)の集まりです。条例や予算など、市民の生活にかかわりの深いことを話し合い、結論を出すときに、市民の代表として市政が正しく運営されているかどうかの調査をしています。市に具体的な提案をし、国などに意見を言うなど、市民の願いが実現するように動くことが主な活動です。1年に4回(3・6・9・12月)の会議や、必要なときに開かれる会議で話し合います。

●請願と陳情

どちらも住民(池田市に住んでいない人や法人もできます)が市議会に市政についてお願いしたいことを言うことです。

◎請願

文書で目的、理由、年月日、請願者(願ひする人)の住所と名前(法人は名称、代表者名)を書き、はんこを押して、紹介議員の名前を書いて、はんこを押して、議長あてに出してください。

◎陳情

出す方法などは請願と同じですが、議員の紹介はいりません。

●市議会の傍聴

本会議は、4階の傍聴席入口で、また委員会の傍聴をするときは3階議会事務局で住所、名前を書いて入ってください。

また、本会議を傍聴するときに、手話通訳(耳が聞こえない人のための通訳)を使うこともできます。

手話通訳を希望する人は事前に(傍聴したい日の5日前までに)議会事務局(FAX 072-753-5414)に申し込んでください。

●市議会の広報

市議会の活動を、たくさんの市民の人に知ってもらうために、「いけだ市議会だより」を1年に5回(1・2・5・8・11月)1日付で発行しています。また、録音版も用意しているので、欲しい人は連絡してください。

●会議録を見ることができます

本会議の内容を記録した会議録は市議会事務局、行政情報コーナー、市立図書館、石橋プラザ、男女共生サロンで見ることができます。また、委員会の内容を記録した会議録は議会事務局で見ることができます。また、池田市ホームページでは、1998年3月議会からの会議録を検索して、見ることができます。

●市議会の録画映像を見ることができます

市議会の本会議を録画した映像を池田市のホームページから、見ることができます。(2020年3月定例会から)見るときは、「注意(免責)事項」を読んでください。

お問い合わせ 議会事務局 ☎072-754-6170

市民相談

【市民相談】

●法律などの相談

※休みの日を書いていないものは、休日や年末年始は休みです。

相談名	日時	内容	担当
市政相談	月曜日から金曜日 午前9時から午後5時	市の行政や政治についてのお願いや、意見を受け付けています。	
弁護士による 法律相談	毎週火曜日 午後1時から4時	離婚やお金の問題などについての相談は、相談する日の前の日(月曜日)午前9時から電話で予約を受け付けます。 ※ 実施日の前の日が祝・休日のとき、すぐ前の平日(金曜日など)の午前9時から申し込みできます。 ※ 同じ種類の相談は1年に1回だけです。同じ人が相談するときには月1回だけ、1年に2回までです。	
行政書士相談	毎月第2金曜日 午後1時から4時	契約書や相続・遺言書、公的機関(市役所や裁判所など)への提出する書類の作成などについての相談申し込みは、相談する日の前の日までに電話で予約してください。	市民相談窓口 (市政相談課)
司法書士相談	毎月第1・3・4 水曜日 午後1時から4時	(1)クレジット・消費者金融、多重債務などの相談 (2) 相続・遺言書・不動産の登記などに関する相談 ※ 第4水曜日は(2)だけです。 申し込みは相談する日の前の日までに電話で予約してください。	☎072-754-6200
土地家屋 調査士相談	毎月第2水曜日 午後1時から4時	土地の境界や表示登記の手続きなどに関する相談 申し込みは相談する日の前の日までに電話で予約してください。	
宅地建物取引士 相談	毎月第2火曜日 午後1時から3時	不動産取引や契約などについての相談 申し込みは相談する日の前の日までに電話で予約してください。	
税理士相談	毎月第2月曜日 午後1時から4時	所得税、相続税、贈与税や確定申告などについての相談 申し込みは相談する日の前の日までに電話で予約してください。	
府政についての 相談	月曜日から金曜日 午前9時から午後6時	大阪府のいろいろな制度や資格、試験、免許、施設利用、イベントなどの問い合わせに答えます。	府民お問合せ センター (コールセンター) ☎06-6910-8001

こ ぞだ そうだん
●子育ての相談

そうだんめい 相談名	にちじ 日時	ないよう 内容	たんとう 担当
でんわいくじ せいだん 電話育児相談	げつようび きんようび 月曜日から金曜日 ごぜんじ ちゆうじ 午前9時からお昼の12時 ごごじ 午後1時から4時	ほけんし こぞだ にんさんぶ あか なか 保健師に子育てや妊産婦(赤ちゃんがお腹に いる女性と、産んでから1年以内の女性)の けんこう せいだん 健康について相談ができます	けんこうぞうしんか 健康増進課 ☎072-754-6039
じゆにゆうせいだん 授乳相談 (でんわ しせつ ちよくせつい 電話・施設に直接行く)	げつ もくようび 月・木曜日 ごぜんじ ちゆうじ 午前9時からお昼の12時 ごごじ 午後1時から4時	じよさんし じゆにゆう せいだん 助産師に授乳について相談ができます しせつ ちよくせつい ※施設に直接行くときは予約がいります	
こぞだ そうだんまどくち 子育ての相談窓口 「にじいろ」	げつようび きんようび 月曜日から金曜日 ごぜんじ ごごじ 午前9時から午後5時	ほいくし こぞだ せいだん 保育士に子育てについて相談ができます でんわ しせつ ちよくせつい いえき ※ 電話・施設に直接行く・家に来てもらう など、自分の好きな方法で利用して下さい せいだん ひ よく (相談する日は予約してください。)	にじいろ けんこうぞうしんか ない (健康増進課内) ☎072-754-6037
いくじ せいだん 育児の相談 (でんわ しせつ ちよくせつい 電話・施設に直接行く)	げつようび きんようび 月曜日から金曜日 ごぜんじ ちゆうじ 午前10時から午後4時	ちいきこぞだ しえんきよてん しよくいん ほいくし 地域子育て支援拠点の職員(保育士など)に しゅうがくまえ がっこう はい まえ こぞだ 就学前(学校に入る前)の子どもの子育てに ついでの相談ができます	わたぼうし ☎072-761-6777
	げつようび どようび 月曜日から土曜日 ごぜんじ ちゆうじ 午前10時から午後4時		ほつぷ ホップくん ☎072-753-7999
	にちようび もくようび 日曜日から木曜日 ごぜんじ ちゆうじ 午前10時から午後4時		もりもりKIDS ☎072-752-2211
こぞだ かてい 子どもと家庭に ついでの、いろいろな相談	げつようび きんようび 月曜日から金曜日 ごぜんじ ちゆうじ 午前8時45分から ごごじ ちゆうじ 午後5時15分	じどうかていせいだんいん にんさんぶ さいみまん こ 児童家庭相談員に妊産婦や18歳未満の子 どもとその家庭の子育てについての相談が できます	こぞだ しえんか 子育て支援課 ☎072-754-6401
じどうせいだん 児童相談	げつようび きんようび 月曜日から金曜日 ごぜんじ 午前9時から ごごじ ちゆうじ 午後5時45分	ひこう こ どもが わる いことをする)やがっこうにな じめない、子どもの発達についての心配なこ とや、里親(子どもを他の人が育てること)に ついでの相談ができます	いけだ こぞだ かていせいだん 池田子ども家庭センター ☎072-751-2858

けんこうせいだん
●健康相談

そうだんめい 相談名	にちじ 日時	ないよう 内容	たんとう 担当
けんこうせいだん 健康相談	げつようび きんようび 月曜日から金曜日 ごぜんじ ちゆうじ 午前9時から午後5時	けんこう せいだん 健康の相談	けんこうぞうしんか 健康増進課 ☎072-754-6034
こうれいしゃけんこうせいだん 高齢者健康相談	か きんようび 火・金曜日 ごごじ ちゆうじ 午後1時30分から3時	いけだ し す さいいじよう ひと 池田市に住んでいる60歳以上の人が かんごし せいだん けつあつそくてい 看護師に相談できます(血圧測定あり)	けいろうかいかん 敬老会館 ☎072-762-1018

じどうぎゃくたい こ
●児童虐待(子どもにひどいことを言ったり、たたいたり、せわをしないこと)についての相談

そうだんめい 相談名	にちじ 日時	ないよう 内容	たんとう 担当
じどうぎゃくたい せいだん 児童虐待の相談	げつようび きんようび 月曜日から金曜日 ごぜんじ ちゆうじ 午前8時45分から午後5時15分	じどうぎゃくたい う おも こ み 児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけ たとき、児童虐待の相談ができます	こぞだ しえんか 子育て支援課 ☎072-754-6401

	げつようび きんようび 月曜日から金曜日 ごぜんじ ごごじ ぶん 午前9時から午後5時45分	いけだ こ かにせんたー 池田子ども家庭センター ぎゃくたいつうこくせんようでんわ 虐待通告専用電話 ☎072-751-1800
	げつようび きんようび 月曜日から金曜日 ごごじ ぶん よくあさじ 午後5時45分から翌朝9時 ど にちようび 土・日曜日、 しゅくじつ ねんまつねんし 祝日、年末年始	

●消費者のための相談

相談名	日時	内容	担当
<small>しょうひせいかつそうだん</small> 消費生活相談	<small>げつようび きんようび</small> 月曜日から金曜日 <small>ごぜんじ ぶん ごごじ</small> 午前9時30分から午後4時	<small>しょうひん さーびす あくしつしょうほう ひと</small> 商品やサービス、悪質商法(人を <small>もの う</small> だまして物売ること)などの相 <small>だん もんだいかいけつ たす</small> 談と問題解決を助けます	<small>しょうひせいかつせんたー</small> 消費生活センター <small>すてーしょんビル3階</small> (ステーションビル3階) ☎072-753-5555

●外国人のための相談

相談名	日時	内容	担当
<small>がいこくじん</small> 外国人相談	<small>げつようび どようび</small> 月曜日から土曜日 <small>ごぜんじ ごごじ</small> 午前9時から午後5時 <small>だい どようやす</small> (第2土曜は休み)	<small>いろいろ いろいろ</small> いろいろな相談にいろいろな言葉 <small>たいおう</small> で対応します。	<small>こくさいこうりゅうせんたー</small> 国際交流センター ☎072-735-7588

●ひとり親家庭の方の相談

相談内容	日時	担当
<small>おやかていひと</small> ひとり親家庭の人の相談	<small>げつ か もく きんようび</small> 月・火・木・金曜日 <small>ごぜんじ ごごじ しぜん れんらく</small> 午前9時から午後5時(事前に連絡してください)	<small>こそだ しえんか</small> 子育て支援課 ☎072-754-6525

●公害相談

相談内容	日時	担当
<small>こうがい</small> 公害についての相談	<small>げつようび きんようび</small> 月曜日から金曜日 <small>ごぜんじ ぶん ごごじ ぶん</small> 午前8時45分から午後5時15分	<small>かんきょうせいさくか</small> 環境政策課 ☎072-754-6647

●人権等総合生活相談

相談内容	日時	担当
<small>じんけんもんだい せいかつそうだん なやごと</small> 人権問題や生活相談の悩み事などの相談	<small>げつようび きんようび</small> 月曜日から金曜日 <small>ごぜんじ ごごじ</small> 午前9時から午後5時	<small>いけだ し じんけんきょうかい</small> 池田市人権協会 ☎072-752-8226
<small>じんけんしんがい じんけんもんだい</small> 人権侵害など人権問題の相談	<small>きんようび</small> 金曜日 <small>ごごじ</small> 午後1時から4時	<small>しやくしよ かいそうだんしつ</small> 市役所1階相談室 <small>いけだ し じんけんきょうかい</small> 池田市人権協会 ☎072-752-8226

しょう かた そうだん
●障がいのある方の相談

相談内容	日時	担当
てちょう こうふ かくしゆきゆう ふ きん そうだん 手帳の交付、各種給付金の相談	げつようび きんようび 月曜日から金曜日 ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん 午前8時45分から午後5時15分	
せいしん ほけんふくし し そうだん 精神保健福祉士などによる相談	げつ すい もく きんようび 月・水・木・金曜日の ごぜん ごご ほんにち 午前または午後の半日 ごぜん ばあい ごぜん じ ひる じ 午前の場合 午前9時からお昼の12時 ごご ばあい じ ぶん ごご じ ぶん 午後の場合 12時45分から午後5時15分	しょう ふくし か 障がい福祉課 ☎072-754-6255
	すいようび げつようび 水曜日から月曜日 かようやす (火曜休み) ごぜん じ ごご じ 午前10時から午後8時	せいしんしょうがいしゃ ちいきかつどうし えんせんたー 精神障害者地域活動支援センター さくら 「咲笑(さくら)」 ☎072-750-3230
しんたい ちてき せいしんしょう しゃ しょう じ 身体・知的・精神障がい者、障がい児 はつたつしょう ふく なんびょうかんじや そうだん (発達障がいも含む)、難病 患者の相談	げつようび きんようび 月曜日から金曜日 ごぜん じ ごご じ 午前9時から午後5時	いけだし きかんそうだんし えんせんたー 池田市基幹相談支援センター 「あおぞら」 ☎072-754-6003 ふくし そうだん 福祉相談「くすのき」 ☎072-752-1831 ひだまり ☎072-754-6530 Sunはーと ☎072-734-7145

ろうどうそうだん
●労働相談

相談内容	日時	担当
ふどうかい こ なつとく りゆう しごと 不当解雇(納得できない理由で仕事をや めさせられること)や賃金不払い(お給 料をもらえないこと)など、いろいろな労 働問題を 社会保険労務士に相談できます	すい きんようび 水・金曜日 ごぜん じ ごご じ 午前9時から午後4時	いけだし そうだん し えんせんたー 池田市しごと相談・支援センター ☎072-751-0574

せいしやうねんそうだん
●青少年相談

相談内容	日時	担当
さい さい ふどうこう がっこう い 16歳から25歳で不登校(学校に行けな いこと)の人や友達との関係などについて の相談	げつようび きんようび 月曜日から金曜日 ごぜん じ ごご じ ぶん 午前9時から午後5時45分	とよの ふみんせんたー せいしやうねんそうだん こーな 豊能府民センター青少年相談コーナー ☎072-752-4111 いけだ こども かていせんたー 池田子ども家庭センター ☎072-751-2858

みんせい いんじどういん
●民生委員児童委員

せいかつ こま ひと こうれいしゃ おやかてい そうだん し えん かんけい ぎやうせい きかん しやくしょ れんらく
生活に困っている人や高齢者、ひとり親家庭などの相談や支援、関係する行政機関(市役所など)への連絡をしています。

とあ
問い合わせ 高齢・福祉総務課 ☎072-754-6250

ぎょうせいそうだん いん
●行政相談委員

ぎょうせいそうだん いん ぎょうせい たい くじょう ぎょうせい し く てつづ そうだん う つ
行政相談委員が、行政に対する苦情、行政の仕組みや手続きについての相談を受け付けています。

と あ
問い合わせ 市政相談課 ☎072-754-6200

じんけんよう ご いん
●人権擁護委員

じんけん しんがい こま ひと めんだん でん わ じんけんそうだん う つ
人権を侵害されて困っている人の面談や電話で人権相談を受け付けています。

と あ
問い合わせ 人権・文化国際課 ☎072-754-6231

じょせいそうだん か ていない ぼうりよく い そうだん
●女性相談(DV<家庭内での暴力(たたかれたり、ひどいことを言われること)>相談)

そうだんないよう 相談内容	にちじ 日時	たんとう 担当
じょせい たいしやう そうだん 女性を対象にした相談 よやくせい (予約制)	ちよくせつ あ そうだん 直接会って相談 だい きんようび 第2金曜日 だい どようび 第1・3土曜日 でん わ そうだん 電話相談 だい もくようび 第4木曜日 じかん 時間 ごごじ 午後1時から4時	だんじょきょうせい さろん 男女共生サロン こみゆにていせんたーない (コミュニティセンター内) よやくせんようでんわ 予約専用電話 ☎072-751-7830 よやく かようび どようび 予約 火曜日から土曜日 ごぜんじ 午前10時から午後7時 しゆくじつ よくとし やす (祝日、12/29から翌年1/3は休み)
じょせいそうだん 女性相談 でん わ そうだん (電話相談)	かようび きんようび 火曜日から金曜日 ごごじ 午後4時から8時 ど にちようび 土・日曜日 ごぜんじ 午前10時から午後4時	どーんせんたー ドーンセンター ☎06-6937-7800 しゆくじつ やす (祝日は休み)
	まいにち 毎日 ごぜんじ 午前9時から午後8時	おおさかふじょせいそうだんせんたー 大阪府女性相談センター ☎06-6949-6022 しゆくじつ ねんまつねんし やす (祝日・年末年始は休み)
やかん しゆくじつ 夜間・祝日 そうだん DV相談	じかんたいおう 24時間対応	おおさかふじょせいそうだんせんたー 大阪府女性相談センター ☎06-6946-7890
そうだん DVの相談	げつようび きんようび 月曜日から金曜日 ごぜんじ 午前9時から午後5時45分	いけだこどもかていせんたー 池田子ども家庭センター DV専用電話 ☎072-751-3012

●犬・猫などのペットについての相談

相談名	日時	内容	担当
犬・猫について相談したいとき	月曜日から金曜日 午前9時から午後5時45分	ペットは責任をもって最後まで育てることが法律で決められています。 飼えなくなり、どうしても新しく育てる人が見つからないときは、相談してください。 引き取りは決められた日時に引き取る場所に届けてもらいます。お金がいらいます。	大阪府動物管理指導所 大阪府環境農林水産部 動物愛護畜産課 動物愛護グループ
犬・猫以外の動物について相談したいとき	月曜日から金曜日 午前9時から午後5時45分		大阪府環境農林水産部 動物愛護畜産課 動物愛護グループ

●警察による相談

相談名	電話番号	内容
警察相談	06-6941-0030 (プッシュ回線) #9110	警察への意見・要望、事件や事故についての相談
性犯罪被害110番	0120-548-110 #8103	性犯罪被害についての相談
ストーカー(誰かにずっと後ろをついてこられたり、しつこく連絡が来ること)110番	06-6937-2110	ストーカーについての相談
列車内ちかん(体をさわられること)被害相談所	06-6885-1234	電車の中や、駅の中などでちかんについての相談
グリーンライン	06-6944-7867	子どもの悩みや非行(子どもが悪いことをすること)についての相談
覚せい剤110番	06-6943-7957	覚せい剤について困ったことの相談
悪質商法110番	06-6941-4592	悪質商法(いろいろなやり方で、だまされて物を買わされたりお金を取られたりすること)について困ったことの相談
暴力団・けん銃110番	06-6941-1166	暴力団犯罪による被害や通報、けん銃についての相談や情報
国際捜査モニター	06-6945-4744	国際犯罪についての相談
サイバー犯罪(インターネット上の犯罪)相談	サイバー犯罪対策課、又は各警察署相談窓口	サイバー犯罪についての相談や情報
運転適性相談	06-6908-9121 0725-56-1881	病気などにより自動車などの運転に不安がある人や、その家族の皆さんについての相談
テレホンサービス	06-6906-0055	運転免許の更新手続き

い け だ し い し かい
いっばんしゃだんほうじん 池田市医師会
一般社団法人

〒563-0024 池田市鉢塚1丁目2番1号 TEL:072-751-2534 FAX:072-753-9469

い
「かかりつけ医」とは

「かかりつけ医」とは、病気になったときや健康に不安がある時に、すぐに相談できるお医者さんのことです。けがや病気のこ
とだけではなく、健康管理、在宅介護(家で病気になった人や年を取った人の生活を助けること)や訪問看護(看護師などが家
来て医療サービスをする)、老後の不安、心の悩みについても聞くことができます。入院・手術が必要なときには相談した
り、どうすれば良いのか意見を聞くこともできます。

池田市医師会では「かかりつけ医推進事業」を進めています。日本の社会の状況、国民の高齢化、医療資源(病院で働く人
や、病院で使うものなど)には限りがあることを考えると、病院と診療とのつながりがとても大切です。

この事業を進めることで、あなたの「かかりつけ医」と他の先生や病院の先生とのつながりは今までより強くなります。
そうすれば、たくさんの情報を知って、正しい医療を受けてもらうことができます。そして早く、正しい病院を紹介して入院す
る場所も紹介することで、市民が病院に行く時間と使うお金の無駄がなくなり、安心して医療を受けることができるようになり
ます。

「かかりつけ医」を頼ってください。何でも話してください。あなたの「かかりつけ医」は一生懸命答えてくれるはずですよ。

い け だ し い し かい ほ ー む ペ ー じ
池田市医師会のホームページをみてください

池田市医師会のホームページでは、池田市の病院、流行っている病気、健康相談訪問看護などを紹介しています。

町名から病院を探せる地図、それぞれの病院の地図なども載っています。

新しい病院が出来たときなど、変更があればそのときに更新しています。

市民の皆さんの役にたつように、これからもいろいろな情報をお知らせします。

<http://ikeda-osaka-med.jp/>

いけだし いしかい いけだし びょういん 池田市医師会 池田市にある 病院

ねん がつげんざい
(2020年7月現在)

医療機関名	電話番号	所在地
(医) 秋澤クリニック	072-753-6010	東山町546 介護付有料老人ホームボプラ1F
あくたがわクリニック	072-748-4159	五月丘2丁目2-2
(医) 旭ヶ丘ホリクリニック	072-762-5085	旭 丘 2丁目10-2
あしの小児科	072-760-3323	豊島北2丁目2-6 リンデンジャンボール1F
天野内科循環器科	072-750-2770	上池田1丁目1-25 リハティライフ池田1F
飯尾耳鼻咽喉科	072-761-3727	井口堂1丁目6-31- A
(医) 池上皮膚科	072-762-5053	石橋1丁目11-16
(医) 互恵会 池田回生病院	072-751-8001	建石町 8-47
市立池田病院	072-751-2881	城南3丁目1-18
いさか眼科	072-754-2288	満寿美町1-11 エスバシオマズミ202号
いしこ循環器内科クリニック	072-760-0145	天神2丁目3-13 カーサ天神A-1
いそがい整形外科クリニック	072-760-5000	石橋2丁目12-13 エクセルハイツ1F
井上医院	072-761-3150	石橋1丁目4-4
(医) 井上クリニック	072-751-0203	呉服町 8-22
ウエタ医院	072-751-3866	呉服町 2-17
打田医院	072-751-0782	五月丘5丁目4-1
大久保クリニック	072-751-0077	米町 9-13 サカエマチ吾番館1F
大里クリニック	072-753-2553	上池田1丁目8-13
太田医院	072-751-8805	五月丘5丁目1-34
岡崎整形外科医院	072-761-2801	石橋4丁目8-11
(医) 岡崎内科	072-751-3954	室町 5-5
小川内科	072-753-7002	緑 丘 1丁目2-8
(医) ふしお会 敦井医院	072-753-7318	伏尾台3丁目4-1 伏尾センター1F
(医) 洋充会 勝田クリニック	072-760-2626	井口堂1丁目10-7
川ロレリースクリニック	072-753-5888	呉服町 1-1 サンシティ池田305
川中耳鼻咽喉科医院	072-753-3381	畑1丁目5-31 セントレトロードビル
北村耳鼻咽喉科	072-754-8733	呉服町 2-20 クレハ220 ビル1F
(医) 如月会 楠杜クリニック	072-737-5001	満寿美町 2-12
(医) くれはの 里レディースクリニック	072-748-1122	旭 丘 2丁目4-17
(医) 黒田医院	072-761-7007	旭 丘 1丁目1-29
河野医院	072-751-5805	渋谷2丁目5-11
(医) こじまクリニック	072-751-3385	菅原町1-1 池田市中央公民館1F
作山医院	072-761-2353	豊島北2丁目3-12 サン・エクセル池田1F
さやまクリニック	072-762-1773	井口堂1丁目9-26 アーユス井口堂1F
(医) 島田クリニック	072-750-2777	神田1丁目17-13 高木マンション1F
白水内科	072-761-1000	石橋2丁目16-7
すぎもとクリニック	072-751-7776	菅原町 2-8 グルーライけだ 2F
すくすくこどもクリニック	072-763-0707	石橋2丁目4-3 IMDビル2F
鈴木皮膚科クリニック	072-751-3618	菅原町 8-13
(医) 滝本クリニック	072-753-3645	姫室町 8-7 広瀬ハイソ1F
多田眼科	072-751-3907	城南2丁目1-22 城南館2F
(医) 多田内科	072-753-2087	新町 4-5
(医) マックスール 異病院	072-763-5100	天神1丁目5-22
たなほ小児科	072-750-0066	城南1丁目5-1
たみぞクリニック	072-750-1212	呉服町 3-9 サンロイヤル池田駅前2F
たむらこどもクリニック	072-741-8143	畑1丁目1-10
(医) つじ医院	072-763-5888	石橋4丁目20-8
つじの骨相整症・整形外科クリニック	072-753-4152	城南3丁目1-11 レジデンスニムラ1F
つねとし内科クリニック	072-761-1175	石橋2丁目12-2
つのおか循環器内科クリニック	072-750-6610	呉服町 1-1-136 サンシティ池田1F
(医) 孔明会 東保脳神経外科	072-760-3860	緑 丘 2丁目2-17
特別養護老人ホーム 古江台ホール白百合診療所	072-754-6541	古江町 18-2
(医) 秀悠会 中川クリニック	072-763-5566	石橋1丁目23-10 乾ビル2F・3F・4F
中川内科医院	072-761-1267	石橋1丁目11-7

医療機関名	電話番号	所在地
(医) 幸雅会 中西クリニック	072-760-0500	住吉1丁目4-1
中原医院	072-761-1003	井口堂3丁目4-28
なべしまクリニック	072-760-5050	鉢塚3丁目1-18 ラ・フォーレ鉢塚1F
西村内科	072-748-1333	栄町8-10 池田栄町ガーデンハウス101号
花の森クリニック	072-735-7958	満寿美町 1-12-102
(医) 明寿会 林原整形外科	072-753-2333	宇保町 5-8
(医) 文月会 原医院	072-762-3282	石橋4丁目17-26
原クリニック	072-750-1011	城南3丁目1-15 ザ・ライオンズ池田棟101-7
はら泌尿器科	072-751-3322	満寿美町 4- 3
(社医) 協和会 伏尾クリニック	072-754-2838	伏尾町 12-2
藤谷医院	072-761-1296	石橋1丁目22-13
(医) ほりお皮膚科クリニック	072-753-7008	呉服町 1-1 サンシティ池田1F 127-1
堀口循環器内科	072-753-3090	室町 2-2
堀口整形外科医院	072-752-1420	室町 2-1
北大阪医療生活協同組合 本町診療所	072-751-1331	本町9-9 4
前川外科整形外科	072-761-8533	鉢塚3丁目10-19
(医) 前田クリニック	072-753-7245	畑2丁目4-3 エレガンス村上101-1
まきこどもクリニック	072-750-0350	呉服町 1-1 サンシティ池田西館3階306
(医) 正岡クリニック	072-751-3136	城南1丁目2-1
(医) 松崎産婦人科クリニック	072-750-2025	菅原町 3-1 ステーションN 2F202-2
松原内科	072-753-1630	城南2丁目3-1-201
まつもと眼科クリニック	072-753-1200	城南3丁目1-15 ザ・ライオンズ池田棟101-2
松本クリニック	072-754-2800	城南3丁目1-15 ザ・ライオンズ池田棟101-6
松本耳鼻咽喉科	072-754-4187	城南3丁目1-15 ザ・ライオンズ池田棟101-3
三島眼科医院	072-761-1006	石橋1丁目4-3
みしま眼科	072-761-5861	石橋1丁目9-13 リハティハウス石橋2F
三好耳鼻咽喉科	072-761-8023	豊島北2丁目2-13
三好内科	072-752-2936	呉服町 3-9 サンロイヤル池田駅前1F
(医) 八木眼科	072-753-4567	呉服町 1-1-301
安江眼科医院	072-753-1867	渋谷2丁目5-10
やすずみ眼科クリニック	072-763-3096	石橋2丁目4-3 IMD ビル2F
(医) 整形外科山崎診療所	072-752-0010	姫室町 1-1 YMビル1F
やまだクリニック	072-752-1001	室町 7-12
よしもと耳鼻咽喉科クリニック	072-750-1133	呉服町 1-1 サンシティ池田303
井上医院	072-738-7276	豊能町 東とさわ台7丁目5-14
小川内科医院	072-738-2063	豊能町 東とさわ台7丁目1-8
北大阪医療生活協同組合 光風台診療所	072-738-6480	豊能町 光風台5丁目1-14
(医) 坂本内科医院	072-738-0050	豊能町 光風台3丁目15-1
(医) 滝沢整形外科	072-738-2577	豊能町 東とさわ台7丁目1-10
特別養護老人ホーム のせの里診療所	072-739-2240	豊能町 木代335
豊能町国民健康保険診療所	072-739-0004	豊能町 余野61-1
西浦医院	072-736-1672	豊能町 光風台1丁目2-15
西前耳鼻咽喉科	072-738-6362	豊能町 東とさわ台7丁目1-12
ひらがクリニック	072-734-8017	豊能町 東とさわ台4丁目2-14
(医) 藤本クリニック	072-738-7100	豊能町 光風台2丁目11-7 光風台駅前ビル 2F
(医) 秀徳会 まわり内科	072-733-3366	豊能町 新光風台2丁目16-12
村井眼科	072-736-0034	豊能町 東とさわ台3丁目1-2
森井整形外科クリニック	072-738-7238	豊能町 新光風台2丁目2-2
特別養護老人ホーム 青山荘診療所	072-734-2388	豊能町 平野142- 1
(医) 琢水会 奥井医院	072-734-2219	豊能町 平通 80-5
にしうら内科外科クリニック	072-734-3294	豊能町 平通 131-2
能勢町国民健康保険診療所	072-737-0064	能勢町 上田尻605-1
(医) 森川医院	072-734-0046	能勢町 今西206

いけだししかいしかい いけだし はいしゃ
 池田市歯科医師会 池田市にある歯医者さん(2020年7月現在)

いりようきかんめい 医療機関名	でんわばんごう 電話番号	しよざいち 所在地
あかぞのし かい いん 赤澤歯科医院	072-751-1167	くれは ちやう 呉服町 1-1-204 さんしてい いけだ サンシティ池田2F
あさひが おか ほりくりにつくし か 旭ヶ丘ホリクリニック歯科	072-762-9888	あさひが おか 旭丘 2-10-2
あぜりあ でんたるくりにつく アゼリアデンタルクリニック	072-763-4618	てんじん 天神 1-9-6 エルドバール1F
あーる でんたるくりにつく アールデンタルクリニック	072-736-9324	すがはら ちやう 菅原町 2-6 さいこーびる EICOビル1F
あわたし かい いん 粟田歯科医院	072-753-8925	あしお たい 伏尾台 3-4-1
いけだ し か い いん 池田歯科医院	072-752-6404	あしお たい せん たー 伏尾台センター 203
しりつ いけだ びやういん 市立池田病院	072-751-2881	こうだ 神田 1-17-13 たかぎ まん しよん 高木マンション1F
いし い し か い いん 石井歯科医院	072-760-4618	いし い 石橋 3-6-1 づいらりー せん と ヴィラリーセント101
いずみ 歯科医院	072-750-3939	くれは ちやう 呉服町 9-21 ハイツタムラ1F
いのう えきまき いし か イノウエ矯正歯科	072-763-0727	いし い 石橋 2-16-2
いづら し か 井村歯科	072-751-3298	さかえ まち 栄町 2-1 阪急ビル3F
うしむら しか くりにつく うしむら歯科クリニック	072-750-0707	じやうなん 城南 3-1-8 NDS イケダ (北棟1F)
おうご 歯科 おうご歯科	072-751-3657	さかえ まち 栄本町 5-22
おおうち し か い いん 大内歯科医院	072-761-1535	はちづか 鉢塚 3-1-1
おおにし し か こうくう げ か 大西歯科・口腔外科	072-753-2100	じやうなん 城南 2-3-6
おおよま 歯科 おおよま歯科	072-754-4618	さかえ まち 栄町 3-3 KM ビル 1F
おかざき し か 岡崎歯科	072-761-8678	いし い 石橋 1-8-4
おさけ し か い いん 小沢歯科医院	072-762-3532	いぐち だう 井口堂 1-9-26 あーゆす いぐち だう アーユス井口堂 2F
かとう し か 加藤歯科	072-762-0080	いし い 石橋 1-4-4 石橋 番番館 2F
かみやま し か い いん 亀山歯科医院	072-751-0419	さつき がおか 五月丘 1-10-50
かわい し か 河合歯科	072-754-2220	くれは ちやう 呉服町 5-19
きたはら し か い いん 北原歯科医院	072-761-3663	いし い 石橋 2-2-13
きつたか 歯科医院 キツタカ歯科医院	072-751-2281	さかえ まち 栄町 10-3
きむら し か い いん 木平歯科医院	072-751-2172	ます み ちやう 満寿美町 3-2 木平ビル 3F
くわた し か 桑田歯科	072-761-2171	いし い 石橋 3-1-3 シヤルマン 1F
こいし・こども 矯正歯科 こいし・こども矯正歯科	072-734-7809	くれは ちやう 呉服町 1-1 サンシティ池田3F
こいし 歯科 こいし歯科	072-751-2038	さかえ まち 栄本町 9-2-A
こんどう し か い いん 近藤歯科医院	072-761-8586	はちづか 鉢塚 3-10-13
ささき し か い いん 佐々木歯科医院	072-761-7611	いし い 石橋 2-4-3 IMD ビル4F
さわざき 歯科 さわざき歯科	072-753-0432	くれは ちやう 呉服町 3-21-2F
しのはら し か い いん 篠原歯科医院	072-753-9264	くれは ちやう 呉服町 1-1-303 さんしてい いけだ サンシティ池田3F
しみず し か くりにつく 清水歯科クリニック	072-763-1158	いぐち だう 井口堂 1-6-30
すぎやま 歯科クリニック すぎやま歯科クリニック	072-737-8267	ます み ちやう 満寿美町 12-9
たけがわ し か くりにつく 田川歯科クリニック	072-737-7891	くれは ちやう 呉服町 6-6

いりようきかんめい 医療機関名	でんわばんごう 電話番号	しよざいち 所在地
たつみ 歯科医院 たつみ歯科医院	072-753-9122	はた 畑1-6-25 まつが びる 松風ビル2F
たにぐち 歯科口腔外科 たにぐち歯科口腔外科	072-760-0522	はちづか 鉢塚 1-6-25
ちゅうじやう し か い いん 中條歯科医院	072-762-2730	あさひが おか 旭丘 1-1-2
とくだ 歯科医院 とくだ歯科医院	072-748-4182	にしほん まち 西本町 1-18-1F
とまた し か い いん 富田歯科医院	072-753-8148	じやうなん 城南 2-1-6 みすき びる 三杉ビル2F
ながしま し か い いん 長嶋歯科医院	072-751-4125	すがはら ちやう 菅原町 2-4 藤川ビル2F
なかに し か くりにつく 中西歯科クリニック	072-763-1182	いし い 石橋 1-9-1 みやした びる ミヤシタビル1F
にしやま し か い いん 西山歯科医院	072-762-5075	いぐち だう 井口堂 3-3-1 ふくわし てい い ぽーむ すいけだ 藤和シティーホームズ池田 井口堂1F
のぶはら し か い いん 延原歯科医院	072-761-8458	いし い 石橋 1-12-2
はまむら し か こうくう げ か くりにつく 浜村歯科口腔外科クリニック	072-754-6800	すがはら ちやう 菅原町 6-11 えく せし せん と まさか エクセレント前川 2F
樋口 歯科 樋口歯科	072-752-6556	ます み ちやう 満寿美町 1-12-103
まさき し か い いん 正木歯科医院	072-761-7196	いぐち だう 井口堂 2-5-24
まりー し か い いん マリー歯科医院	072-750-3339	しよたに 渋谷 1-3-21-101
まるお か 歯科クリニック まるおか歯科クリニック	072-762-6480	いし い 石橋 2-16-14
みと 歯科 みと歯科	072-752-9450	さつき がおか 五月丘 1-7-1 五月丘 団地
みの 歯科医院 みの歯科医院	072-768-6333	あさひが おか 旭丘 1-11-18
みま し か 美馬歯科	072-761-6485	てんじん 天神 1-6-22 ほんてー ろっ そ ボンテ・ロッソ2F
むらお し か 村尾歯科	072-753-2688	すがはら ちやう 菅原町 11-4
もちづき し か 望月歯科	072-751-8211	こうだ 神田 1-22-8 やまかわ はい つ さう す さい だ 山川ハイ・サウスサイド1F
もりし か い いん 森歯科医院	072-761-1554	いし い 石橋 1-11-14
やぶい し か 矢追歯科	072-762-5026	いし い 石橋 2-14-7
やまがた まさき いし か 山片矯正歯科	072-754-1091	むら まち 室町 1-10 ふか 喜ビル2F・3F
やまもと し か 山本歯科	072-751-6886	すがはら ちやう 菅原町 11-1 がー ー せん ちやう ガーデン叶2F
よしの し か い いん 吉野歯科医院	072-752-4341	しよたに 渋谷 2-5-15
いけだ し か い いん 池田歯科医院	072-738-6664	とよの ちやう しん ちやう だう 豊能町 新光風台 2-10-1
おおたわ 歯科 おおたわ歯科	072-733-2626	とよの ちやう ちやう だう 豊能町 光風台 2-20-6
おほら し か くりにつく 小原歯科クリニック	072-738-8217	とよの ちやう ひし だ 豊能町 東とさわ台 9-1-3
かとう し か い いん 加藤歯科医院	072-738-4011	とよの ちやう ちやう だう 豊能町 光風台 5-320-78
きたがわ し か い いん 北川歯科医院	072-738-3307	とよの ちやう ひし だ 豊能町 東とさわ台 7-1-9
とよの ちやう こく ぼし りん じやう じよ 豊能町 国保診療所	072-739-0004	とよの ちやう ちやう 豊能町 余野 61-1
ひみ し か 氷見歯科医院	072-738-0101	とよの ちやう ちやう だう 豊能町 光風台 1-5-6
ゆかり デンタルクリニック ゆかりデンタルクリニック	072-738-0171	とよの ちやう 豊能町 とさわ 台 1-11-13
わだ し か い いん 和田歯科医院	072-732-2005	とよの ちやう ちやう ちやう がおか 豊能町 希望ヶ丘 5-2-6